

# 総務文教委員会記録

令和4年3月4日（金）  
10時00分～16時24分  
全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長、肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【委員外】 川上議員、小川議員、布施議員、岡本議員

【議長団】 笹田議長

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市长

（総務部） 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、湯浅行財政改革推進課長

（地域政策部） 邊地域政策部長、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、末岡地域活支援課長、永田まちづくり社会教育課長、濱見人権同和教育啓発センター所長

（弥栄支所） 外浦支所長、馬場防災自治課長

（会計課） 湯浅会計管理者

（教育委員会） 岡田教育長、河上教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、鳥居学力向上推進室長、田中文化スポーツ課長

（消防本部） 琴野消防長、森下警防課長

【事務局】 下間書記

---

## 【議題】

### 1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第19号 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について
- (2) 陳情第20号 文書主義に関する陳情について
- (3) 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について
- (4) 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について
- (5) 陳情第23号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について

### 2 請願審査

- (1) 請願第2号 地方における鉄道政策に関する請願について **【賛成全員 採択】**

### 3 陳情審査

- (1) 陳情第17号 公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理（記録すべき内容等）についてルールとして定めることの検討を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (2) 陳情第18号 浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (3) 陳情第19号 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について **【反対全員 不採択（附帯意見あり）】**

裏面あり

- (4) 陳情第20号 文書主義に関する陳情について **【賛成全員 採択】**
- (5) 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (6) 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について **【賛成多数 採択】**
- (7) 陳情第23号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について **【賛成全員 採択】**
- 4 議案第 4号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 5 議案第 5号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 6 議案第11号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 7 議案第12号 指定管理者の指定について（浜田市浜田郷土資料館） **【全会一致 可決】**
- 8 議案第14号 工事請負契約の変更について（浜田市高速情報通信基盤整備工事） **【全会一致 可決】**
- 9 議案第16号 広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について **【全会一致 可決】**
- 10 議案第17号 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について **【全会一致 可決】**
- 11 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について **【全会一致 同意】**
- 12 執行部からの報告事項
- (1) 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について **【防災安全課】**
- (2) 受動喫煙防止に係る取組の拡充について **【人事課】**
- (3) 浜田市行財政改革実施計画（案）について **【行財政改革推進課】**
- (4) 浜田市第2期公共施設再配置実施計画（案）について **【行財政改革推進課】**
- (5) 浜田市定住自立圏共生ビジョンの策定について **【政策企画課】**
- (6) 若者会議の提案について **【政策企画課】**
- (7) 「ゼロから学ぶ関係人口セミナー」の開催について **【定住関係人口推進課】**
- (8) 浜田市協働のまちづくり推進計画について **【地域活動支援課】**
- (9) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について **【人権同和教育啓発センター】**
- (10) 浜田市男女共同参画推進計画（第4次）について **【人権同和教育啓発センター】**
- (11) 弥栄サービスステーションの支援の状況について **【弥栄支所 防災自治課】**
- (12) 山陰合同銀行浜田市役所派出所の廃止について **【会計課】**
- (13) 浜田市教育振興計画について **【教育総務課】**
- (14) 令和3年度島根県学力調査結果（概要）について **【学力向上推進室】**
- (15) 浜田市小中学校におけるオンライン授業について **【学力向上推進室】**
- (16) その他
- ・ 第14回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰について

- 13 所管事務調査について

- (1) 特定地域づくり事業「協同組合 Biz.Coop. はまだ」の現状について 【定住関係人口推進課】
- (2) 金城中学校のスキー事故に係る経過について 【学校教育課】
- (3) 学校での学力向上の目標設定について 【学力向上推進室】

14 その他

- ・【要望書】学校経営健全化のためのご支援のお願い（委員会に配布）

15 重要案件の意見交換会の案件の提出について（委員間で協議）

16 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

【Vol. 64 2月号】

【議事の経過】

[ 10 時 00 分 開議 ]

永見委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。本日の委員会は議題に関係のある管理職のみ出席としている。また、できるだけ密を回避しようということで、議題によって執行部の入れかわりをお願いしている。

請願陳情関係、議案審査・報告事項、所管事務調査の大きく三つのところで休憩を入れ、入れかわりを予定しているのでご協力をよろしくお願ひする。なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがあるため、質疑・答弁の際には委員・執行部ともマイクを近づけ、簡素明瞭に発言いただくようご協力をお願ひする。

それではレジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

永見委員長

当委員会には1件の請願7件の陳情が付託されているが、うち5件の陳情について意見陳述の希望があったため実施する。まず陳述者から1件ずつ趣旨や意見等を述べていただき、委員から質疑があれば行う。陳述者からは質疑ができないこととしている。また、意見陳述の時間は1件につき3分以内なので時間厳守でお願ひする。副委員長が2分30秒になればベルを1回鳴らし、その後2分50秒で再度ベルを鳴らすので終了してもらいたい。意見陳述の内容は当該陳情に係る内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷発言は行わないように。なお、委員長の指示に従わない場合は意見陳述を中止するのでご承知お願ひする。

意見陳述を全て終了した後、請願審査と採決を行い、その後陳情審査と採決を行うのでよろしくお願ひする。

(1) 陳情第19号 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について

永見委員長

陳述者（西川氏）

意見陳述をお願ひする。

この件については今年の1月26日の総務文教委員会で整備計画が示され翌日の新聞で報道された。その内容は整備場所、施設の大きさ、事業費、運営手法、そしてスケジュールまでが示され、令和4年度に設計、令和5年度に建設、令和6年4月に運用開始というものだったが、多くの市民にとっては寝耳に水で、市民からは驚きや疑問の声が上がっているのを議員も耳にしているのではないだろうか。

今回執行部が示した説明資料には、施設整備に係る詳細について検討を重ねてきたと書いてあるが、私が議員だった昨年までの4年間には議会へは情報提供は一度もなく、委員会等で議論された記憶もない。地元との協議はあったのだろうが、まちづくりの関係機関や地域団体との協議なども行われていない。さらに当事者である石見まちづくりセンターの職員にも伺ったが、今回説明を受けたが、これまでに相談はなかったとおっしゃっている。さらに石見まちづくりセンター運営推進委員の説明は本日举行されると聞いている。

今後の浜田市の重要施策である協働のまちづくりに係る重要な決定が、市民や議会が不在で進められており、4億円もの費用を投じる施設を整備する政策の決定プロセスに問題があると感じている。今あの場所にあの大きさの施設が必要だろうか。今、浜田地域の協働のまちづくりを推進するためには、一つの大きな施設を整備するのではなく、浜田地域全体でまちづくりの拠点の配置計画を見直すべきである。まちづくりは箱づくりではなく、人づくり、仕組みづくりを優先するべきである。

現在審議中の、来年度当初予算に関連予算が提案されているが、基本計画の策定に当たっては市民や関係機関、団体の意見を広く聴取し、浜田市全体の協働のまちづくりに資する計画となるよう再考を求める。

議会は執行部の追認機関ではないはず。今議会が動かねばこの計画はこのまま進められる。市民は議会に注目している。二元代表制の一翼を担う議会の良識のある対応を切に望む。

永見委員長  
大谷委員

この件について委員から陳述者へ確認しておきたことがあるか。

ここに2018年3月に発行された、長沢町まちづくり推進委員会、まちづくり計画策定部会の冊子がある。この中には長年当時の浜田市に、公民館を設立してほしいとの経緯等が書かれているが、このことはご存じか。

陳述者（西川氏）

内容についての詳細は認識していないが、存在は知っている。しかもこれまで地元からの要望があったことも聞いているし、社会教育委員の会からの提案も聞いている。ただ、今浜田市が協働のまちづくりにかじを切って今年度から始まっている。それを実現するために、要望された施設が必要かどうか、これをいま一度考え直すときではないかと感じて、今日の陳情をしている。

永見委員長  
佐々木委員

ほかにあるか。

陳情書を見たとき、長年、長沢地域への公民館設置が地元要望で出て、それがやっと形になるときに来たという認識だったのだが、今回の陳情については今の陳述者の話からも、これは私の受けとめ方がもし違えば言ってもらいたいが、長沢地域へのまちづくりセンター設置を全く白紙にして、石見地域全体のまちづくりの考え方をそもそも自治区制度から移行した制度のもとで、長沢まちづくりセンター配置については、結果的にそういうことがあるかもしれないが、全然優先的な設備ではないという意味合いで捉えてよいか。

陳述者（西川氏）

協働のまちづくりの問題点、特に旧浜田市の問題点は今までいろいろ指摘されていると思う。長沢に施設をつくってそれが解決するかどうか。時代が変わってきているので、今の協働のまちづくりを推進するために、あそこに拠点が必要なのではなく、もっと広い、旧浜田市全体を考えて施設の配置については、新しいものではなく、何が必要か。人が集まる拠点よりも人をどう配置するか。箱については既設のものなどが活用できると思う。新しいものを建設するのではなく拠点、人をどう効率よく整備するかを考えるべきなので、4億円をかけてあの場所につくる計画は再考すべきだというのが私の考えである。

永見委員長

ほかにあるか。

（ 「なし」という声あり ）

(2) 陳情第20号 文書主義に関する陳情について

永見委員長  
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

現在、浜田市の行政記録について問題が多く、公文書の管理法が定めている市の活動、現在の市民、将来の市民に説明する責務がまっとうされてない。こういう目的を果たすレベルにない。私に対して。あなたたちが開示請求をするから書類はつくらないようにすると堂々と言う。メールのやりとりは証拠になるから電話でやりとりするようにすると平気で言う。証拠は残すな。残さないことの違反は大したことないのだと。逆に証拠が残って大変なことになるほうに問題がある、森谷の録音も何とかしろ、ということで急遽録音・撮影禁止が決まることになったと聞いている。市長と副市長の指示だとのことだが、もしそうなら、よくても悪くても従うという職員の風潮も直さなくてはならない。飲酒同乗、処分の前にも退職。

(陳述者にマスク着用をお願いする事務局職員あり)

永見委員長  
陳述者（森谷氏）

マスクの着用をお願いします。

時間を止めてくれ。この前の陳情では、マスクは不要と言われたからはずした。今はマスクをしろと言いに来ている。パネルがあるからマスクをしなくてよいと言われた。どちらなのか。

永見委員長  
陳述者（森谷氏）

マスクをお願いします。

では前回確認したのにマスクは不要だと言われたのか。なぜか。議会運営委員会の時にもマスクはしていなかったのに。はっきりしてほしい。こういうことがいけないのだ。

永見委員長  
陳述者（森谷氏）

今回はマスクをお願いします。

では委員会によって違うということか。委員長。委員会によって違うということか。委員長。委員会によって違うということか。議会運営委員会はよいのに、総務文教委員会は違うということか。

永見委員長

暫時休憩する。

[ 10時 12分 休憩 ]

[ 10時 15分 再開 ]

永見委員長  
陳述者（森谷氏）

委員会を再開する。

マスクの件については認識を確認させていただいたので、そのままの状態で見聞陳述を行っていただく。

現在、浜田市の行政記録について問題が多い。文書管理法が定めている、浜田市の活動を現在や将来の市民に説明する義務がまっとうされているか。目的を果たすレベルにない。森谷に対して、あなたたちが開示請求するから書類はつくらないようにすると平気で言う。メールのやりとりは証拠になるから電話でやりとりするようになるのだと。証拠に残すな、残さないことの違反は大したことないのだと。逆に証拠が残って大変なことになるほうが問題があるのだと。森谷録音を何とかしろということで、急遽録音・撮影禁止が決まることになったと聞いている。市長と副市長の指示だとのことだが、もし上の指示であっても、悪くても従う風潮は直さなくてはならない。

飲酒同乗発覚後、処分の前に退職。飲酒していたのは若い女性だったが、これもトップの二人の圧力でもみ消されたと聞いている。

神楽館、歴史資料館、岩多屋ビル、信金の問題が来た。先ほど言われた長沢公民館もそう。福屋ビル、これは、名前は商工会議所だが返済の資金は浜田市が何とか捻出するという青写真があると聞いている。私は今まで言ったことが嘘であってほしいと思っている。市長様がそのようなことを考えつくはずがない。副市長がそのようなことをされるとは思えない。総務部長のときに、浜田市は文書主義を取っている、文書主義とは軽微なこと以外は文書に記録を残すことだ、メールもファクスも電話も対面の相談も全部であると言われた。去年の水害については貴重な災害記録がない。会議記録がない。そのことの矛盾、責任は誰にあるのか。水害対策も公務、同窓会も公務、重要なのは同窓会のほうの公務だと。私には理解できないが、初心に戻って経過や記録を文書で残すよう浜田市に検討していただきたく、議員にお願いするものである。よろしく願います。

永見委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたことがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (3) 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について

永見委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者 (森谷氏)

顧問弁護士の回答は説明や根拠も含めて書面でもらうようにしてほしい。庁舎管理規程の根拠、憲法や民法、地方自治法に基づく財産権に基づくものとして規程ができたと言ったと課長が答えた。その財産とは職員も含むかと聞いたら、含まないとされた。その財産には市民は含むか聞いたら、含まないとされた。それなら市民が、市民のICレコーダーで録音するのに、市民のレコーダーなのに、庁舎管理規則で規制できないのではと言ったら、財産権に基づく庁舎管理規則だが、一旦できた庁舎管理規則は財産権以外のことも何でも決めることができるのだという回答が担当課長からあった。私は常識的にありえない理屈、回答だと思うので、顧問弁護士に聞いてくれないかと聞いた。答えは何日もたった後に、問題はないという理屈だった。問題はない。子どもの使いではないのだ。根拠もない、問題もない。電話での回答だったそうで、本当に聞いたのかどうかもわからない、信じるだけ。根拠を示さなかったのも全くわからない。わかりやすく条例や根拠を。誠意のある回答とは思わない。

浜田市の条例では、誠意のある回答、わかりやすい回答となっている。1年半前にできた重要な協働のまちづくり推進条例にはそのように書いてある。これは条例違反である。わかりやすく誠意のある回答とは思えない。顧問弁護士の回答は説明根拠も含めて書面でもらうようにしてほしい。このことを議員に、浜田市にプッシュしてもらおうようお願いする。

永見委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたことがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (4) 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について

永見委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏）

前回の陳情の反対発言で議員から、庁舎管理権は浜田市にあるので我々の手に及ばないとの発言があった。ずれている。おかしいと思わなければ別だが、おかしいと思うなら浜田市に問いかけて改善していくのは当たり前である。1年半前にできた浜田市の条例では、一般市民さえも主役として認識しなさいと義務を課している。積極的に取り組みと義務を課している。

一方、浜田市に対しては、市民がそのようなことができやすくなるため、考えたり参加しやすくするために、積極的に情報を与えよ、わかりやすく説明せよ、質問には誠意をもって対応せよとある。録音できないとまた何回も行ったりしなければならぬ。先ほどの文書主義にも関係するが、私は庁舎管理規則ができた検討プロセスを開示請求した。そうしたらメールで答えが来た。各市町村10個くらいあったらどうか、その規程が添付されていただけで、本文も説明も何もない。私は全部に目を通し、各市町村にも確認した。運用を通して録音を許可していない市町村はなかった。参考にした市町村は録音が禁止されていない。

私は、参考にしてないのではないかと質問すると、内容を参考にしたのではない、言い回しを参考にしたのだという回答である。内容についてはどこも参考にしてない。全国1700の市町村で運用を含めて、許可規定がない禁止規定は、担当課長が知る限り、浜田市だけだとのことだった。しかしその課長も昨年、録音したいという人の申し入れを受け入れ、やりとりの録音を許可されている。つまり課長自身は、必要ならば録音させてやってもよいのではという思いではないかと思う。そこまで締め付けてもよいのかという思いなのである。現場の身にもなってくれ。全国で浜田市だけが録音禁止である。恥ずかしい。副市長、何とかしてくれという思いではないかと思う。録音できる、できないで市民との対話も大変なようである。精神的にもまいっていらっしゃるように思う。万一のことがあった場合に、その責任は副市長が取ってくれるだろうか。そういうことまで考えるといても立ってもいられない気持ちである。そのことについて、庁舎管理規程の録音について、議員に市に対して実行するよう声をかけていただければと思う。

永見委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたことがあるか。

（ 「なし」という声あり ）

**(5) 陳情第23号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について**

永見委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏）

事故からもう4年と1か月半が過ぎた。当時、金城中学の1年生だったその子は、高校2年生になっている。今やっと裁判の調停中になった。議員が父親に、総務文教委員会で10分間ほど時間を割いて発言させてくれた。四つの要求があった。責任の所在、事故原因、第三者委員会、四つの要求があったが、4年たった今、まだ一つも解決していない。調停ではその四つ以外の、金のことだけやりとりされている。補償や保険をどうするのかと。依然として責任、事故の原因、明確なものはないし、頭蓋骨骨折までして誰も処分されてない。誰も口頭注意もされてない。このような状態である。議員の皆、本人や親からの当然の要求を早く進めるよう、

永見委員長 浜田市の背中を押してもらいたい。  
この件について委員から陳述者へ確認しておきたことがあるか。  
( 「なし」という声あり )  
以上で議題1を終了する。

## 2 請願審査

### (1) 請願第2号 地方における鉄道政策に関する請願について

永見委員長 請願1件の審査に入る。審査後、続いて採決を行うのでよろしくお願ひする。委員から審査の参考にするため執行部に確認しておきたいことがあるか。

三浦副委員長 先般のダイヤ改正によって、地域の方々にもこれからいろいろな形で影響が出るのではという趣旨でこういった請願をいただくのだが、ここに請願事項が四つ書かれている。今の地域公共交通の担保の観点から、こうした鉄道ダイヤやそのあり方に対して、市はどのように考えておられるか。

地域活動支援課長 ご指摘があったように、鉄道は地域住民の通学・通勤にとって重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤でもあり移動手段の確保やまちづくりと連動した地域活性化の観点からも、重要な社会インフラだと捉えている。なかなか浜田市単独で何かというのは難しいと考えており、例えば全国市長会から国に対して要望を上げて、国の積極的な支援を求めるとか、または鉄道事業法の改正という観点から、現在は鉄道事業者の判断で廃止なども実施できるようになっているが、それを関係自治体に関与できるような規定に改正してほしいという趣旨が今回の請願でも出されているが、これについても全国市長会から国に対して要望を行っており、そういう要望活動を引き続き行っていきたい。

三浦副委員長 浜田市としても鉄道のあり方に関しては積極的に関与していくし、当該事業者にも働きかけを今後も、今までもダイヤ改正などの際にはいろいろ要望されていることは把握しているが、これからも同じスタンスで関与していく、そして、これは国の法改正にも少し言及するものだが、そうしたところへも引き続き市として対応していくという理解でよろしいか。

地域活動支援課長 おっしゃるとおり、引き続きこういった取り組みを積極的に進めていきたい。

永見委員長 ほかにあるか。

芦谷委員 今のことに関連するのだが、浜田市で今つかんでいる状況、他自治体の動向、浜田市として重点要望事項として、陳情か何かしたことがあるのか。そして島根県の対応。わかる範囲でお願いします。

地域活動支援課長 先ほど言った国への要望については、浜田市からも毎年上げており、島根県市長会からは重点事項として中国市長会に上げて、そこから全国市長会に、そこから国に要望している状況である。

県内も沿線自治体と連携してこういった取り組みを続けていくと話し合いを進めている。なかなか浜田市単独で鉄道事業者へ働きかけるのは難しいので、県を中心に沿線自治体に対して、沿線自治体が連携して働きかけている。

芦谷委員

島根県の知事も含めた県当局の、現時点でわかる範囲での対応がわかればお願いします。

地域活動支援課長

県と沿線自治体で、鉄道に関する協議会をつくっており、その中で鉄道会社への働きかけと、あと私どもでも利用促進の活動をしている。県はその予算を来年度は拡充して取り組んでいくと伺っている。

永見委員長  
佐々木委員

ほかにあるか。

浜田市あるいは全国市町村会を通じて国に要望している内容は、先ほど少し触れたこの陳情の四つの項目でいうと最後の4番の、1年たてば同意がなくても廃止にできるということを変更してほしいということのみということでしょうか。あるいは2番の、ダイヤ改正による減便の問題等も、もしかしたら今後県内、あるいはもう少し広い範囲でそういった動きがあるのか。1番と3番は国のことなので、国が一番の支援をする、3番は国が関与して不平等な内容にすることなので、なかなか地方の要望ではないかもしれないが、4番以外の、市町村会からの要望として何かあるか、あれば教えてほしい。

地域活動支援課長

鉄道事業法の改正のほかに、国への要望としては鉄道事業者等の安定的な経営を図るための積極的な国の支援を行うようにという要望を行っている。JR西日本に対しては直接、島根県・鳥取県の市長会、町村会が、直近だと12月19日に米子支社長に対して要望書を提出している。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

採決の前に自由討議を行う必要があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので採決に入らせていただく。

採決の前に、継続審査を望まれる方がいれば挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

ないようなので採決に入る。委員にお願いだが、請願及び陳情の採決において、不採択という言葉が聞き取りにくいので、発言される際は賛成か反対かを発言し、反対の場合はその理由を述べていただくようお願いする。

委員にお伺いする。この請願は4項目あるが、4項目全体を一括で諮ることでよろしいか。何かご意見があれば挙手でお願いします。

( 「なし」という声あり )

ないようなので採決に移る。

本請願は採択とすべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

佐々木委員

今回特に1、2、4番については国を動かすような要望になっている。しかも執行部には、この要望が出てないようなので、採択すると議会で動くことになるのだが、本来こういった国については意見書の提出を要望されるのが通常かと思いながら受けさせていただいた。採択すると、今後そういったことも議会として考えなくてはいけない。それについても紹介議員等にご協力いただきながら、できることを進めていくようなニュアンスで採択したいと私は思っている。したがって、そういうことがもしできるなら、意見を付す形にしたい。私の思いを申し上げておく。

永見委員長

採択すればそのように動かなければならないということで、そのあたりは今後またそのようにいただこうと思うのでお願いします。  
議題2を終了する。

### 3 陳情審査

#### (1) 陳情第17号

**公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理（記録すべき内容等）についてルールとして定めることの検討を求める陳情について**

永見委員長

委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

肥後委員

まず公文書等の管理に関する法律について、執行部は内容を把握されているか教えてほしい。

総務課長

法律に関しては、地方自治体に対して直接適用はない。あくまでも努力規定という位置づけになっている。そのことは陳情書にも明記してあるとおりでである。

肥後委員

ではこの法律では、7項目について行政文書の管理に関する定めを設けなければならないといっているが、このうち浜田市に定めがないのはどれか。

総務課長

まず文書作成部分はないと認識している。

肥後委員

第10条第2項に定めがあって、陳情に公文書管理法が出ているので執行部は法律を確認して資料として用意しないといけないとのことなのだが、これに関しても問題はないか。

総務課長

陳情の趣旨の話だと思うが、浜田市の規定では、事務処理規則に基づいて事務処理を行っており、その中で、先ほど申したように文書の作成を国の法律に定めてあるような規定を持ってないということで、記録に残さねばならないというような国の対応については記述していない形になっている。

肥後委員

浜田市としては努力義務とのことなので、今後も記録を残す必要はないと。先で考えが変わるかもしれないが、現時点ではその考えはないということか。

総務課長

先ほどから申しているとおり、基本的にルールとしての定めはない。ただ基本的なスタンスとしては、やはり残すべき文書は残さなければならないという姿勢である。

永見委員長

ほかにあるか。

芦谷委員

市の公文書の管理の決まりと、実際にされている現場と、そのことを補完して陳情者の陳情と、合っているのか合っていないのか。もし市がやっていることと陳情文案とに差があるのであれば聞かせてほしい。

総務課長

先ほど申したとおり、市に文書を作成しなければならないというルールは、規程上はない。実態として記録が残っていないこともあろうかと思っているし、陳情者が言うように今後そういったルールを設ければどうかというのが今回の陳情趣旨だが、そういった意図も当然、実態に即して言えば主張としてあり得ることだと考えている。

芦谷委員

早い話、今の市の決まりとやっていることと、この陳情者の気持ちと、この陳情文に対する市としての思いや見解。これはこれ、市は市として、

- 総務課長 別でやるということなのか、あるいはこの陳情者の思いに寄るのか。  
 陳情の趣旨はルールを設けてほしいというものである。ルールについては法律上も、必要な施策を策定しということで努力規定となっているので、必要な文書は残す姿勢ではいる。レベルややり方はいろいろあると思うので、何らか整理していく必要はあると思っている。
- 永見委員長  
 肥後委員 ほかにあるか。  
 庁舎管理規則の改正があったそうだが、陳情者の書いているように、市が目的・理由・経緯といったものを公文書に残さず意思決定している。重要な市の意思決定が将来にわたって、過去のことも検証可能な経緯も含めて、公文書に残すことは協働のまちづくりを進める上で大前提で必須だと思うが、国や県が行っているような公文書管理のルール化について、デメリットはということが考えられるか教えてほしい。
- 総務課長  
 肥後委員 特にデメリット等は想定していない。  
 となると重要な意思決定は多数あると思うが、あのときに判断を間違ったのか、このときに決定したのは問題なかったのかという振り返りは、なくても構わないという回答でよろしいか。
- 総務課長 そういった記録を残すことにデメリットはないという意味なので、平たく言うと、残してあってしかるべきという見解である。逆に振り返りができるような形で残っているのが、当然あるべき姿かと思っているという意味合いの回答である。
- 肥後委員 国や県の法令・条例・規則、重いものなので新しく制定したり、改廃する場合には、最も重い扱いとして残すべきとなっているが、市は今後もそういった改善はされないということになるか。
- 総務課長 先ほども申したように、法律上では必要な施策を策定し、となっている。レベルに関しては条例・規則・マニュアル等、特定のレベルを求められているような法律も努力規定ではないので、その辺はいろいろなやり方があると思う。ただ、県が先行してという話も陳情書にあったと思うが、県は公文書センターを設けるという規定を設けているので、その中で利用制限等をうたう必要があることから条例を制定している経緯がある。文書処理に関して、内部処理に関係する規定なので、レベルは柔軟に対応して考えていきたい。
- 三浦副委員長 課長の回答を伺っていて、残すべきは残すというスタンスがあるとおっしゃったかと思うが、解釈によってはそれがルールではないかと思う。そのスタンスが属人的になってしまうと、ある方は残す、ある方は残さないという認識の違いが組織内で生まれてしまうのは、公文書管理としてはあまりよろしくないのではと思う。皆が一律のスタンスで、こういうものは残すといった内部規定が共有されているのか。
- 総務課長  
 三浦副委員長 繰り返しになるが今はそのルールはない。  
 どういった形でどういうものを残すか残さないか、例えば窓口で聞かれたりすると、ルールはない、担当官がそのときどきで判断しているという回答になるのか。
- 総務課長  
 永見委員長  
 佐々木委員 現状ではそのような取り扱いである。  
 ほかにあるか。  
 今のやりとりで執行部の取り組みが見えてきた。要は先ほど副委員長

も言われたように、これは残して、これは残さないという線引きがきちんとされてないのが、今回の陳情に反映されたのだと思う。

例えば今回の陳情内容は、文書に残ってない。なぜ今回残ってないのか、また文書に残したものとして直近で何か覚えがあれば教えていただきたい。

総務課長

質問の趣旨が読み取れなかったので教えていただきたいのだが、それは今言われた記録の関係は、庁舎管理規則に関しての話か。

佐々木委員

当然そういう意味で言っている。

行財政改革推進課長

このたびの記録だが、まず残しているものについては、規則改正の起案である。まず規則改正をすることの起案を行い、そこからこの規則の改正をしたという内容は残っていると考える。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

**(2) 陳情第18号 浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情について**

永見委員長

審査の参考にするため執行部へ確認しておきたいことがあるか。

肥後委員

庁舎管理規則だが、撮影や録音を禁止行為に変更した理由について、陳情者は撮影した動画等を編集してSNSにアップされる恐れがあり、それを防ぐためといった説明を受けたと書いてあるが、正確には庁舎内での職員とのやりとりの動画等をSNSにアップされることで、メンタルヘルスに支障が出ている事例があり、その原因となる記録手段自体を禁止したということだろうか。

行財政改革推進課長

まず規則改正の関係になるが、そもそもの改正理由である。公務の適正かつ職務を妨げる行為に対応すること、また円滑な業務遂行に努めるためということで、条文中の禁止行為を明確化したいということで、具体的には禁止行為に、長時間にわたる応対、執務時間外での応対にかかる規定の整備、それから、それまで許可行為に規定していた録音・撮影・録画等の規定について、禁止の行為に規定するなど、ルールが曖昧だったということがあるので、わかりやすいように行方を整理した。

撮影・録音を禁止行為とした理由は、市の方針として決定したものである。先ほども申されたが、録画・写真撮影等については、来庁者の個人情報や写真撮影等についても言った言わないといったトラブルを防ぐ効果があることや、また録音することで職員に対して暴言や大声を防ぐ効果があるというご意見も確かにあるが、その一部が切り取られ、自己に都合のよいように加工してネット上にアップロードされるような危険性もあること、それから事実と相違する内容として拡散されるリスクもあるということで、録音等を禁止したものである。

肥後委員

改正された庁舎管理規則では禁止項目が16項目ある。その中で14の撮影・録音等の禁止以外は職員も含め、全ての庁舎利用者に禁止されるような迷惑行為ではないと思う。撮影・録音等は職員が職務上行う場合について可能となっているが、職員は窓口での市民への対応を録音することは、これまでどおり可能ということか。

<p>行財政改革推進課長 肥後委員</p>	<p>職員は職務上として行うことが可能である。 では、そういった場合で想定されるのが、不当要求等に備えてICレコーダーを配置し、職員が必要と判断した場合、窓口対応の記録をするために録音することは過去にも行われていたと思うが、引き続きそれは認めていると思う。不当要求等に備えて録音する場合、目的や記録の用途、理由は何か。</p>
<p>行財政改革推進課長 肥後委員</p>	<p>証拠保全と考えている。 窓口での庁舎利用者とのやりとりが、職員が職務上録音することで誰かの人権を侵害したり、誰かの迷惑になる可能性はない、つまり公共の福祉に反しないということか。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>公共の福祉に反する、反しないといった視点ではなく、私どもで現在禁止行為と設定させていただいた部分については、憲法で規定があることだと思うが、財産権も実際には発生している。庁舎の財産を管理するということで、庁舎管理者には庁舎管理権が存在する。その庁舎管理権に基づき、規則の中で制限を設定しているとお考えいただければよい。</p>
<p>永見委員長 佐々木委員</p>	<p>ほかにあるか。 単純に言って、録画はいろいろなリスクがあるのかもしれないが、録音についてはなぜ禁止になるのか、少し理解しにくい。もう一度、録音を禁止にした理由を教えてほしい。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>録音に限らず、録画等でもあるが、いわゆる言った、言わないのトラブルを防ぐ効果もあるが、その音声を録音されることにより、一部だけ切り取り、自己の都合により加工したり、ネット上にアップロードされる危険性もあること、それから一旦録音したデータが流出した場合については、その削除がなかなか難しいというリスクもあろうと考えている。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>理解はできるが全く禁止というのが一番引かかる。そういったルールをつくりながら、許可というほうが、言った、言わないということを証明するために多分必要だろうし、一部切り取ってということも、悪意のある人がいればそういったことがあるかもしれないが、通常なかなかそういったことも考えにくいし、前例として事例があったのか。その辺からのこういった行為なのか。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>具体的な事象が何件あったかについては把握していないが、あくまでも庁舎管理権の中で、リスク軽減の観点からこのようなルールを設けた。一律に禁止ではなく、別に定めるものについては適用除外である。そういった内容でいうと、例えば障がい者、外国人に配慮し録音を許可する場合がある。また、撮影等であれば、例えば総合窓口課の事例として、婚姻届を提出された折に記念写真を撮りたいと言われたら対応することもある。それは、その他定めるところということで対応しているので、一律という取り扱いはしていない。</p>
<p>永見委員長</p>	<p>ほかに。 ( 「なし」という声あり )</p>

**(3) 陳情第19号 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について**

永見委員長  
大谷委員

審査の参考にするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。  
ここまでに至る経緯については、これまでの全員協議会でも聞かせていただいているが、確認のため、これまでの経緯を改めて聞かせていただきたい。

まちづくり社会教育課長

これまでの経緯については、総務文教委員会や全員協議会でもご説明させていただいている。長沢公民館が昭和57年に建ち、その後、団地開発等々により人口が急増している中、平成3年9月以降、長沢公民館の建設について4回の地元要望をいただいている。そういった地元からの要望、それから平成25年度には社会教育委員の会の提言もあり、その提言の中で石見公民館管轄区域内には2館程度必要、浜田地域には1館程度必要といった提言をいただいている。

そうしたこれまでの地元からの要望や社会教育委員の会からの提言等を総合的に勘案し、長沢地域にまちづくりセンターが必要というところで、平成29年度に中期財政計画上に長沢公民館整備事業を新たに計上されてきている。

大谷委員

これに対して地元の方々、特にまちづくり委員会を構成される方が窓口になるかと思うが、こうした方々のこの計画に対する反応はいかがな状況か。

まちづくり社会教育課長

地元の方々は今これまで、建設場所についてもご提案いただいているし私どもも地元へ行ってほかに適地がないか探しながら、お互いに協議を進める中で、なかなかよい場所がないということで、今回長沢地区の教育センターに、県の土地ではあるがそちらとも協議させていただき、おおむね前向きな検討をいただいたので地元にも相談させていただき、了解をいただいている。

佐々木委員

一応地元の方々と、特に建設場所については協議しながら練られてきたということか。

まちづくり社会教育課長  
佐々木委員

建設予定地である長沢町の方とは協議し、了解をいただいている。  
実は昨夜も長沢のまちづくりにかかわる方から連絡をいただいた。確かに言われるとおり、場所はやむなくあそこになった、しかしサブセンターという位置づけを疑問に思っておられる。これも今回の陳情とは少し趣旨が違うのだが、設置場所についてはおおむね地元の方々も認識されている感じはするが、こういった陳情が出るということは、意見集約がなかなか行き渡らなかったのかと感じる。その辺の地域の方々の受けとめ方はどうか。代表者が出ているのでその方と話を決めてよいくということなのかもしれないが、これは長年の地元要望だったので、できれば町内会単位で、文書で計画を周知されたのか。周知方法についてはいかがか。

まちづくり社会教育課長

地元への周知について、確かに各町内の家庭に説明というところまではなかなか、これまでできていなかったと思うが、町内会長や、長沢には地元の公民館館長がいらっしゃるの、そういった方のご意見も伺いながら、また、生湯町や近隣の町内の桜ヶ丘町内会長には資料を持って説明に回らせていただいているし、また地域の集まりがあるときには、その資料をもって町内会長に説明いただいている。もう少し広くということであれば、そういったところも必要だったかと思うが、今後さらに地

永見委員長  
芦谷委員

元の了解を得るように話を聞いていければと考えている。

ほかにあるか。

今までもかねてから協働のまちづくりを進めるといふ、市の大きな方針に従っての措置なので、センターをつくることについては賛成である。しかし、こういった陳情が出る背景、例えば市の協働のまちづくりに対する構えが、少し弱いというか。市全体を見ると長沢だけでなく、どこにもある。市全体の人口規模や大きさなども含めて、次へ進むようなビジョンを示しておかないと。思い立ったからやるというように受けとめられている嫌いも、なきにしもあらずで。したがって、長沢サブセンターはよいが、全体のその後のこともしっかりビジョンを示すことを考えてほしいのだが。

まちづくり社会教育課長

これまでのところは公民館として整備させていただくということで計画を上げさせていただいた。今年度から公民館がまちづくりセンターに移行し、いろいろと移行に当たってもご意見がある中でセンターに移行した。このセンターについても今後3年間程度をかけて評価検証していくことがあるので、そちらで全市的なところ、まちづくりセンター運営の方向、場所も踏まえて全体的なビジョン、計画を検討していきたい。

永見委員長  
西田委員

ほかにあるか。

私も同様な意見ではあるが、これまで長沢地区というそもそも地理的な要因で、以前から長沢の方々が要望をずっとされてきておりながら拠点的な公民館ができなかった。一番は地理的要因だと思っている。その中で苦心されて、ここを選ばれたが、遠方から行きにくかったり、いろいろな面でまだ不十分なところは多い。まだ検討期間もあるとのことである。私はサブセンターでないほうがよかったのだが、そういう面ではこれから、サブセンターが発展的に変化していける要素があるかどうか。柔軟な考え方をいかに持つておられるかも大事な点かと思う。白紙からとなると、今ここまで積み上げてきたものをまた再考となれば、厳しいかと思う。これからも柔軟に考えていただきたい。

まちづくり社会教育課長

柔軟な考え方を持つてとのこと。先ほども申し上げたようにまちづくりセンターの評価検証の中で、施設も含めて運営もしっかり検証していきたい。

永見委員長  
肥後委員

ほかにあるか。

長沢町や生湯町、桜ヶ丘団地にお住まいの方で、今の石見まちづくりセンターで趣味や教育活動等をされている方、団体数や人数まで、もしわかれば教えていただきたいのと、長沢サブセンターが建設された場合、そちらに活動拠点が移るかどうかが現時点で把握できていれば教えていただきたい。

まちづくり社会教育課長

人数については現時点で把握していないが、新しく拠点となる施設ができると、そういった方はもちろん新しいところで活動を継続していただけると思うし、また新しく拠点ができると新たな活動も生まれてくるものと考えている。

肥後委員

今の長沢町にある地域活動や町内会の活動等で、サブセンターでないといけないものがあるのか。どのようなものがあるのか。

まちづくり社会教育課長

サブセンターでないといけない活動という、先ほども話があったが

市民の会であったり、いろいろなサークル活動などはまちづくりセンターでないとできないと思うし、まちづくり活動もこれができることでこれまで以上にしやすくなると思う。

永見委員長  
三浦副委員長

ほかにあるか。

陳情者の意見陳述の中に、センターの方とお話されたという紹介があった。課長の答弁では、これまで関係者の方々と十分な意見を交換したと。片や十分ではないという声があって、認識に大きな違いがあるように思うが、その認識を再度確認したい。

まちづくり社会教育課長

十分説明してきたのは地元、建設予定地の住民の方とは協議しながら進めてきたが、センター職員に対しては、当初は長沢公民館というところで新たに一つの公民館を建てるということだったので、新たなセンター長と職員を配置しての運営と考えていたので、今ある石見まちづくりセンター職員とは十分な協議がされていなかった。ただ、サブセンターとしてセンター長には兼務していただくという方向性が今年度に出てきたので、そのあたりでは十分な協議ができなかった。今後建設に当たって2年あるので、運営についてはこれからしっかり石見まちづくりセンターの意見を聞きながら進める。

三浦副委員長

石見まちづくりセンターの負担が大きい、管轄エリアが大きいからその機能を分けて、もう一つそういう機能を果たせる場所や人が必要なのではないかというのが社会教育委員からの意見だと思う。つまり議論のスタートは、今の石見まちづくりセンターの方々に、今の業務負担はどうなのか、しっかりと管轄地域の中で、まちづくりが進んでいるのか、エリアが広いから、人が足りないから難しいとか、そういったところから分館、分割をする、そういう議論がされていくのではないか。新たに建てるから石見まちづくりセンターの方に話がいつてなかったというのは、お粗末だと思う。なぜなら、まちづくりを推進していく、その機能をどのように持たせるかは、市の役割であって、地域の方と執行部だけで聞くのではなく、現場にいる方々、少なくとも石見まちづくりセンターの方々には大きく影響することを、その議論のスタートの時点で話してなかったというのは、進め方としてはまずいと思う。今こういう話を聞きながら大変残念に思うがおかしいと思う。

もう一つ、この陳情の中で4億円という費用が書かれているが、この建設は地元地域の方々からずっと望まれていたものなので、そういう場所・機能を持たせていくことに私も反対するものではなく、むしろ石見地域は抱えている人口もかなり多いので、機能をもっと大きくするべきだと私自身も思っているし、これまでも言ってきている。その計画自体に反対するものではないが、この費用をかけるとき、今はできるだけハードを減らしていこうとしている中で、いろいろ工夫する必要がある。新設するのか、あるいは例えば既に町なかにある機能の中で人が集まる場所に隣接してスペースを借りてやろうといったことも、全部考えて今のところが最適地という議論はしっかりされたのか。再度確認したい。

まちづくり社会教育課長

建設予定地は地元の方からも提案いただく中で、まちづくりセンターは避難所という機能もあるので、そこはイエローゾーンなので難しいと

ということなどもあっていろいろ当たらせてもらった。長沢町にある商業施設の隣接近くの検討や既存施設を改修することも検討したが、それも建ってからの年数がたっていたので断念した。そういう中で長沢町に県教育センターがあったので、県に口頭ではあるが、例えば教育センターの1室を事務局として貸していただき、使っていない部屋を貸してもらえないかという話も少しさせていただいたが、管理上難しいということで、逆に言うと土地を買わせていただけないかと相談させていただいたところ、前向きに検討いただけることになり、今回の流れになった。

三浦副委員長

今、避難所になるという話もあったが、建設予定地へのアクセスが、複数のルートがあまりないように思うのだが。避難所として、もちろんいろいろな目的としてまちづくりサブセンターを使うことになったときに、避難経路とか、この間の水害のときもあったが、こちらへ避難をするよう指示はしても行けないという状況がある。そういう場所をつくるのであれば、複数アクセスできるような経路も確保する必要があるかと思う。避難経路としての確認なども、その場所に確定していく中でももちろん考えて、問題ないと判断されたか。

まちづくり社会教育課長

避難経路というところでは、9号線からの経路もあるし、向こう側からも少し細い道ではあるがある。近隣に住宅地もできているので、避難経路としては多少危ないところもあるかと思うが、危なくなってから避難ではなく、災害が起きる前に避難していただくということで、2本、3本その場所に行ける道路があるのでよいかと思う。

永見委員長  
大谷委員

ほかに。

先ほどの三浦副委員長の質問に関係するのだが、なかなか個々の検討箇所は言いにくいかもしれないが、少なくとも何か所を検討したか、具体的な数字を示さないと納得感につながりにくいのではないか。何か所程度検討されたのかお示しいただけるか。

まちづくり社会教育課長

正確な数字まではあれだが、地元から要望いただいたところで3か所か4か所程度、それと、既存施設の候補が1か所、商業地の隣という提案で1か所、それと今回提案させていただいた箇所で、合計7、8か所程度は検討した。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

ここで暫時休憩とする。

傍聴者は、休憩中は撮影しないようにお願いします。再開は11時35分とする。

[ 11時 25分 休憩 ]

[ 11時 35分 再開 ]

永見委員長

休憩前に引き続き委員会を再開する。

#### (4) 陳情第20号 文書主義に関する陳情について

永見委員長

執行部へ確認しておきたいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

**(5) 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について**

永見委員長 佐々木委員	執行部へ確認しておきたいことがあるか。 弁護士から回答や意見をもらうときには、当然、弁護士からの文書はないにしても、聞き取ったことは必ず書いて残すようにはなっているのか。
総務課長	先ほどの陳情とも絡む部分だが、基本的なスタンスは文書を残すことになるが、ルールとしてはない。ただ基本的には業務上の必要があって相談する事項なので、当然記録は残しておくべきものと考えている。
永見委員長	ほかにあるか。  ( 「なし」という声あり )

**(6) 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について**

永見委員長 三浦副委員長 行財政改革推進課長	委員から執行部へ確認しておきたいことがあるか。 ここに書いてある、電話の録音とは今はどうなっているのか。 外からの電話という形になるかと思うが、庁舎管理規則はあくまでも庁舎内の管理規則なので、外からの電話については録音禁止の対象外となる。
三浦副委員長	記録をしておくことは、執行部としては基本的にすべきというスタンスだと理解してよいか。あくまで庁舎内で録音・録画を禁じているだけであり、そこでのやりとりなどは、基本的に記録に残していくスタンスでおられるのか。庁舎外から記録を取ることは、結果的に記録を取ることで一緒だと思うが。
行財政改革推進課長	その考え方も一つのものだと認識している。庁舎内での記録となると先ほどの文書管理等もあると思うが、軽微なものまたは重要なものという、報告すべきものなどがあればそれはその担当、または事案ごとに当然、記録はするものもあろうかと考えている。 外からの電話の件だが、かけられた方について改めて庁舎管理規則での禁止対象とはしていないので、その方が外からの電話を録音されることについては、市の庁舎管理規則内で禁止しているものではないので、それは対象外になる。
永見委員長 西田委員 行財政改革推進課長	ほかにあるか。 録音・録画の頻度というか、どれくらいあるのか。 窓口の録音・録画は、9月の施行後は基本的になかったと考えている。しかしながら、例えば市民ロビーやいわゆる展示、駐車場でイベントがあったときなどに、録音・録画されることは適用除外の規定としているので、そういったものについては録画等をされていることもあろうかと思う。また、現状にその他定めるものとして、例えば録画なら本庁舎から建設中の裁判所の工事の進捗状況について、工事に伴って管理のために撮影されることも、この規程で除外にしている。またテレビ撮影についても現状は担当課からの申請により適用を除外している。
永見委員長	ほかにあるか。  ( 「なし」という声あり )

**(7) 陳情第23号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について**

永見委員長

学校教育課長  
永見委員長  
佐々木委員

こちらについては議題13所管事務調査の(2)にも関連しているので、先にその説明をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

委員から執行部へ確認したいことがあるか。

経過について本当に簡単なもので示していただいた。今5回の調停を進行中とのことで、この場で、解決に向けてという話だったのだが、保護者の方々に直近でも聞き取りさせてもらおうと、どうもそのようなことで解決する様子では全くないと感じているし、恐らく執行部、担当関係者の方々もそういった思いはお持ちだと思う。それほど長年にわたって根の深い、しかも何らか解決が見出せない事例だと思っている。

この経過にもある1番大事な点というか、なぜこうだったのかという点は、調停に至るまで、特に前半2年間くらい、事故当時は多少、教育者と保護者の接触は当然あったが、それ以降の1年数か月にわたって全く面会もなされてない、何ら双方の解決に向けてやりとりがなされてないことに、この問題の大きな根っこがあると思っている。

先日も保護者に改めて思いを伺うと、いまだに市側、市教育委員会側からの誠意ある対応、説明、謝罪などは全くないと言われているし、多分それなりなことはされてきたのだと思うが、当事者にとっては、そういった感覚は全くないということだと思う。市に対してもかなり失望していることを本当に訴えておられた。

調停は補償問題の決着についてだけなので、精神的なやりとりというか、お互い今後この問題に向けて解消に至るようなことには、調停だけでは全くないということだった。とにかく一言でも謝ってほしい気持ちがあるだけだと。調停も当然望んでないことだったがそういった手段しかなかったということも言われていた。調停中は直接やりとりができないかもしれないが、長年にわたった深い根があるので、なかなかそういったものを取り除いていくには時間もかかるし、誠意ある対応が極めて必要だとは思いますが、今回上がっている責任問題も含めて。責任は多分いろいろなところにあると思う。スキー場もそうだし中学校もそうだし。その辺を真摯に受けとめていただきながら、調停中ではあるが、できる範囲で相手方との対応を少しでもやっていただければと思う。いろいろ申し上げたいことはあるが長くなるので、とにかく当事者の方はこの問題について解決の思いは持っておられない。ただ単に市に対する失望感が増すばかり。とにかく何かしらの接触をしていただき、謝罪なり、責任関係の話を進めていただくことを今後やっていくべきかと思う。

学校教育課長

ご意見に感謝する。これまでも事故発生後、十数回にわたって陳情の際に経過等を説明して、保護者も委員会の場で陳情されている。こういった記録を見て、委員のおっしゃることもごもっともだと思っている。今年度、春に教育長もかわり、教育長も動かれて、保護者への面会の申し入れ等をしているが、やはり長年のわだかまり、浜田市の対応の遅さもあって面会には至ってない。ただ、今回の調停は、保護者との対面で私どもも同席して行っている。会う機会は設けていただいているので、解決に向けて丁寧に対応したい。

今回の調停は金額のことと言われたが、最終的には責任の所在も明確

になって、双方合意の上で和解という形になるが、そういう状況に合意した際、最終的には議会に説明させていただき、予算議案等を出して丁寧に対応する形を取るの、その都度報告はさせていただく。

佐々木委員

責任問題というのは、補償のことだけではなく、子どもさんは現在も食べるのが大変なようで、また近々手術しなくてはいけないということもあったりするので、そういったアフターも含め、かかわり方もしっかり責任問題の中に入り込んでいくのだろうと思うし、具体的には教育委員会、浜田市としてここが損失していたということも当然示されていくのだろうと思うが、補償問題だけが大きく責任問題ということにはならないので。それが主ではないと思うのだがいかがか。

教育長

昨年4月に教育長に就任し、このことがずっと気になっていたのこちらにもあるとお、相手方とお会いしたいという意志を、そのときは双方弁護人を立てての話し合いになっていたの、浜田の弁護人を通じて相手にお伝えした。その真意は、やはりこれまで長い間ご負担をかけていることに対して申しわけない気持ちと、既に高校に進学されているので、その子の本当の現状・実態がよくわからない。中学校ならまだ学校で確認できるが。そういう事情もあったので、その子の様子が気になっていたこともあって、そういう思いを伝えさせていただきたいということで面会を申し入れた。ただここまでの状況になっている中でなかなかそれが叶わなかった。これまで5回の調停中に私も同行して面会だけではできたのだが、なかなかその場で細かな話をする時間もないし、そういう場でもないと思っている。ただ気持ちとしてはそういう流れがあるので、今こういう調停という段階を踏んでいる状況でどこまでこちらの思いが伝わっているかもあるが、そうした気持ちだけは、どこかできちんと伝えたいと思っている。

永見委員長  
芦谷委員

ほかにあるか。

この件については大谷委員から資料も頂戴してある程度わかったのだが、自分のことを恥じるようだが、これまで2年間総務文教委員会にいて、ほとんどこの案件を素通りしていた。問題は、ここでは責任問題までは言わないが、もう少し市としてしっかりボールを握って、次にどこに投げるかといったことがないがゆえに、いたずらに年数が過ぎた。ぜひ意思を固めて、それを明確にしながら対応してほしい。

永見委員長  
大谷委員

ほかにあるか。

1点だけ。そうだろうとは思いますが、学校管理下の事故かどうかだけ確認したい。

教育長

今回起こった事故についての報告書が、令和元年6月にまとめてある。その中で、学校の管理下の中で起こった事故でもあるし、そのときの安全確認や注意喚起が不十分な点もあったと反省する記載もしているので、当然学校の管理下の事故であり、教育委員会として責任が全くないという思いはない。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

ここで暫時休憩とする。採決は午後から行うのでよろしく願います。再開は1時ちょうどとする。

[ 12時 00分 休憩 ]

[ 13時 00分 再開 ]

永見委員長

休憩前に引き続き委員会を再開する。これから陳情7件の採決に移るが採決前に自由討議を行うべき案件があるか。

( 「なし」という声あり )

では採決に入るが、それぞれの案件について継続審査を希望する方がおられたら挙手をお願いします。

**陳情第17号 公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理（記録すべき内容等）についてルールとして定めることの検討を求める陳情について**

本陳情について反対の方がおられたら、その理由をしっかりと発言してもらい、付すべき意見がある場合もその意見を述べていただくようお願いする。意見がある方はお願いします。

三浦副委員長

私はこの陳情に賛成としたいが、前段部分の法に適しているかどうかの司法判断をここですべきではないので、公文書をどのように残すべきなのかは、属人的なものではなくきちんと残す残さないの基準は持っておくべきだと思う。そういうスタンスをお持ちだとはおっしゃっていたが、市民から聞かれたときに、こういうことをやっていると明確に伝えられるほうがお互いにとってよいと思うので、そのあたりは整理されたほうがよいのではということで、この陳情には賛成としたいが意見を述べておく。

永見委員長

では採決に入る。

本陳情について採択と決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択するものと決した。

**陳情第18号 浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音が公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情について**

まず継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

挙手がないようなので、続いて反対意見や付すべき意見がある方は挙手の上、理由や意見をお願いします。

三浦副委員長

これも陳情第17号と同様に私は賛成したいが、陳情の中で憲法13条のことに少し触れられており、憲法解釈等はここでは難しいと思うので、この部分はここで判断は難しいということを書いて、この陳情を採択としたい。

永見委員長

それでは採決に入る。

本陳情について採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択するものと決した。

**陳情第19号 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの建設整備計画の再考を求める陳情について**

まず継続審査を望まれる方は挙手をお願いする。

挙手がないようなので、続いて反対意見や付すべき意見がある方は挙手の上、理由や意見をお願いする。

西田委員

この陳情の趣旨は十分理解し、賛同するところではある。しかしながら執行部の話や今までのやりとりを総合的に勘案すると、なかなか白紙に撤回することは難しい。しかしながら12月に突然議会に話が出て、我々も急なことで少し驚いたところもあるが、それなりに今まで積み重ねられた結果と理解した。ただ、長沢地域の地理的なこと、サブセンターのこと、総合的にこれは決してベストではないと思っている。また本来の協働のまちづくりの推進が一番進みやすい環境を求めるところである。あくまでも建設整備ありきではなく、趣旨は賛同するが、課題がまだたくさんあると思う。それについては議会としても、まだ試行的な部分もあると思うので、今後の進みの中で目を凝らしながら、一緒になって協働のまちづくりが進むようやっていきたい。この陳情については不採択としたい。

永見委員長  
大谷委員

ほかにあるか。

これまでの説明経緯等については不十分な点があったと思うが、先ほどまちづくり計画も示していただきながら、これまで長沢町が積み上げてこられた経緯もある。したがってこれを白紙とするのはいかがかと思う。その意味で反省点は指摘しながらも、これまでのものを白紙ということはいかがかという意味で、不採択である。

肥後委員

不採択とさせていただく。住民要望があったという意見があった。私も長沢町の方に何名かお会いして要望も聞いたし、反対意見として、なぜあの場所で今ここに4億円近くのお金をかけてつくるのかという声も聞いた。住民要望があったのは事実である。多くの住民の意見を聞いたかに関しては疑問点がいまだにある。ただし、やはり住民要望が昭和57年からずっとあったというのも事実として聞いているので、白紙撤回は難しいかと思う。ただし、変更家庭や、こういうのをつくりたいという相談や提案がもっとあっても良かったのではないかと思う。今後の課題を協議させていただきたいという意見をつけて、私も不採択である。

永見委員長  
肥後委員  
佐々木委員

肥後委員、賛成か、反対か。

反対である。

思いはよくわかるし、今回の提案についてもなかなかまだ個人的に疑問点が多いが、今まで地元の方々が要望されながら、念願のまちづくりセンターができる、やっと光が見えてきたものを頓挫させるのは反対という立場である。先ほどのやりとりを聞いても今後住民周知など、まだあるし、予算の場でも4億円の中身をしっかりと検証しながら取り組んでいかねばならないとは思っているが、白紙撤回ということには反対する。

芦谷委員

反対である。こうして議会へ出ても不十分ながら事前に説明も聞いているし、財政計画に載っている。協働のまちづくりが進められ、いち早

くこういったセンターをつくるのは市議会のある議員からの質問でも出ている。したがって陳情者の文案はよく理解できるが、なお二元代表制の中で市長の権限で執行部をしてしっかり検討された中身なので、議会側とすれば、いたずらにこれを混乱に導くことは反対なので、この陳情については反対する。

三浦副委員長

私もこの陳情には反対させていただく。陳情の趣旨と意見陳述の中の協働のまちづくりの推進というのは間違いなく進めていくべきだと思う。ただ、これまでの議論の過程を踏まえるとサブセンターは必要だと思う。ただ、これまでも意見があったように、そのあり方、体制等については本当にこれでよいのかどうかは、課長の答弁でこれからまた見直していくとおっしゃっていたが、そうした中で最適な形を考えていただきたいという意見を付しておきたい。

永見委員長

では採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手なし 》

挙手なし。本陳情は採択しないものと決した。

この採択について委員からいろいろとご意見を聞いたが、サブセンターのあり方については最適なあり方を考えていただきたいという意見を付すことでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは意見を付すということで、文言の修正は正副でさせていただきたいがよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにさせていただく。

#### 陳情第20号 文書主義に関する陳情について

まず継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。挙手がないようなので、続いて反対意見や付すべき意見がある方は挙手の上、理由や意見をお願いします。それでは採決に入る。本陳情について採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択するものと決した。

#### 陳情第21号 顧問弁護士の回答に関する陳情について

まず継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。挙手がないようなので、続いて反対意見や付すべき意見がある方は挙手の上、理由や意見をお願いします。

西田委員

いろいろやりとりを聞いたが、特に顧問弁護士の回答を書面にという陳情であるが、書面でもらうという決まりはなく、当然、必要に応じた記録は残しておくことにしているということなので、陳情には反対する。

芦谷委員

私も反対である。前段の文書の関係の陳情でも出たので、そちらで解消して、個別の事案について弁護士云々についてあえてここで陳情を採択する必要はないので反対する。

佐々木委員

今回のような事案については弁護士が文書ということにせずとも、メ

モなどをしっかりとられ、説明がしっかりとできるようにすればよい問題であり、本来弁護士とのやりとりは通常は口頭でされると思うので、受けとめる側がしっかりと残すような方法がよいと思うので、これについては反対である。

大谷委員

反対である。ここまでしなくても記録として残すということはあったので、その必要はないと判断する。

三浦副委員長

私もこれは反対である。先ほどの回答の中に、やりとりを記録に残すとあったので、弁護士の方にそこまで求めなくてもよいのではという考えである。

永見委員長

それでは採決に入る。本陳情について採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。

### 陳情第22号 庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について

まず継続審査を望まれる方は挙手をお願いする。挙手がないようなので、続いて反対意見や付すべき意見がある方は挙手の上、理由や意見をお願いする。

西田委員

この陳情に関しては反対ではない。賛成だが、ただ、録音・録画の禁止に関しては今この社会全体が、マスコミにしてもそうだが、いろいろな人がいろいろなことを書きこんだり、録画で流したり、それは全て表現の自由であって、憲法も保障している。そういう意味では本当に自由な社会で、録音・録画も自由にできる社会である。ただその中で、今日も陳情があったが、第17号、第18号、第20号、第22号、これらの陳情の根底には共通しているものがあるのではと私は感じるものがある。その中で、録音・録画を取り扱うときには、それを表現されたり、意見をどこかに出されたときに、他人の心を傷つける可能性があるのではと思っている。そういった意味では録音・録画をこれから扱われるときには、他者の心や立場を傷つける恐れがあると感じられたときは、ぜひ配慮していただきたい。それをつけ加えて賛成とする。

永見委員長

ほかにあるか。

大谷委員

この陳情については反対である。これまでの経緯を踏まえて、いろいろと困っていること、対応に窮すること、職員の状況を踏まえて、後の利用等もいろいろと問題を感じているといったことを総合的に照らして、現時点ではこれを禁止せざるを得ない状況であると認識しているため反対である。

佐々木委員

私は基本的に賛成ではある。先ほど西田委員も言われたが、このルールを決められた真意、判断に至った理由をなかなかはっきりできないということがやりとりの中であったし、その辺も含めて執行部へ再考する働きかけをしてほしいという陳情なので、そういうことが主な趣旨であるため私は賛成する。

三浦副委員長

私は賛成である。前の陳情のときも理由にしたが、市は市としてルールをお持ちなら、その対応がどういうルールに則ってやっているか、きちんと主張はされるべきである。市の中で規定を持たれてルールをつく

永見委員長

られているとのことで、それは現状を踏まえて市の考えをもってつくられているので、それに対する反対意見や賛成意見はもちろんあると思う。なぜそうなのかを説明できないところが少し問題の原因になっているのかと思うので、考えをきちんと説明されればよいのではないかと。

それでは採決に入る。本陳情について採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択するものと決した。意見が出ていたが、この陳情に意見を付すことについてお諮りしたい。いかがでしょうか。

( 「特に必要ない」という声あり )

では意見を付さない形とする。

#### 陳情第23号 金城中学校のスキー事故に関する陳情について

まず継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。挙手がないようなので、続いて反対意見や付すべき意見がある方は挙手の上、理由や意見をお願いします。

( 「なし」という声あり )

それでは採決に入る。本陳情について採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択するものと決した。以上で議題3を終了する。

#### 4 議案第 4号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

#### 5 議案第 5号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

#### 6 議案第11号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

芦谷委員

報酬や定員について、他市と比較するとどうい地位にあるのか。

警防課長

他市の状況については、報酬については現行だが、石見部と東部には格差がある。東部のほうが若干高めの報酬となっている。西部において

は大体均衡しているが、その中では一番低い報酬額となっており、今回の改正によって県平均を上回ることになろうかと思っている。ただし、浜田市は3月にこの改正条例を出しているが、ほかに7市町が改正条例を出されて団員報酬が標準額である3万6500円にされるとお聞きしているので、その改正動向によっては多少変動があるかと思う。

芦谷委員

改訂というのは直近ではいつされたのか。大事なのは、ほかとの均衡も含めて適時適切に行うものだと思うが、そういったことについて直近いつ改訂されたのか、今後の考え方を伺う。

警防課長

直近の改訂だと平成22年に年報酬ではなく、出勤報酬を3600円ということで、若干上げている。また相対的な報酬のあり方についてだが、報酬については、交付税措置が国からされている。これは10万人規模の団体を基準としているため、当然ながら標準人数は出ているが、国のほうでも団員が減っている現状があり、なかなかこの数字をあまり発表していない。10年くらい前の数値だと10万人規模のいわゆる標準団体で600人程度となっており、浜田市では平成22年当時でも千人近くであり、交付税措置されたもので標準より多いということで、管轄面積が広いためこのくらいの団員が必要だといったことも考慮されて、現行のこの価格になっていたと理解している。

永見委員長  
佐々木委員

ほかにないか。

850人という定員に変えるとのことだが、現在の団員の実数はどのくらいか。

警防課長

直近だと最新値で830名前後となっている。ただし、今年度が2年の団長・副団長の任期なので、その任期にもなって隔年で退団数が増える傾向にあるので、今月から4月にかけて若干退団者が増えるのではないかと危惧している。

佐々木委員

830人の方がいろいろなイベントも含めて、活動に少しでもかかわる方を大体どのくらいと見込んでいるか。

警防課長

実働だと、3年をかけていわゆる無活動団員、いわゆる一度も訓練や行事等に参加されていない方、仕事の都合等で参加できない方の調査を毎年おこなっており、3年継続した方は分団長を通じて意思確認や、出られなかった事情の調査をしている。ここ2年は訓練やイベントが非常に少なくなっているので、あまり参考にはならないかと思っているが、そういった方が30名程度いることは確認しているので、実質何らかの活動に携わっている方は800名程度と考えている。

佐々木委員

かなり高い率で何かしら活動されているのがわかった。今回、予算提案もあるが、一般財源で約1千万円の増額になっている。未活動の方については少し整理しながら、予算増を少しでも抑えるようなことも取り組んでいかねばならないかと思う。それは当然やっていかれるということではよろしいか。

警防課長

当然、いろいろな意味で、経費だけでなく活動を当てにするとということもあるので、そこは確認していきたいし、今回大幅な報酬の増額を認めていただけるベースに乗ったことは私も大変喜んでいるのだが、高くなると物の見方、世の中の考え方が厳しくなることも承知しているので、その辺も消防団の会議の中では私から説明している。そういう意味

でも減る勢いが少し加速する場面もあろうかと思うが、それにプラスで何とか歯どめをするよう頑張っていきたいと会議の中で話している。  
ほかにないか。

永見委員長

( 「なし」という声あり )

## 7 議案第12号 指定管理者の指定について（浜田市浜田郷土資料館）

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

芦谷委員

この浜田市文化協会や郷土資料館はよく出入りしていて実情はわかるのだが、指定管理云々は別として、問題は浜田市文化協会の位置づけである。いろいろな系列団体の取りまとめ役なのだが、これが今の郷土資料館を管理するのは少し違和感も覚えるし、加えて浜田城資料館のことも以前あった。この浜田市文化協会をしてしっかりした団体を育成することについて、市の考えを伺う。

文化スポーツ課長

浜田市文化協会についてはその活動に対して毎年度補助金を交付している。今回の指定管理の説明資料にも書いてあるが、この団体は昭和39年に発足し、資料館開館時の昭和59年から現在まで、資料館の管理運営を担っていただいている。このことについて違和感があるとのことだが、既にこれまでの管理で浜田市の歴史資料についても浜田市内の団体では一番知識を持っていると思う。

育成については、我々も業務上、特に文化財係の職員を中心に、館長ともそうした資料に関するやりとりや協議したりもしている。浜田市のそうした歴史資料についても専門的な機関だと思っているし、文化団体を取りまとめるような団体として、浜田市の文化行政の中でも重要な活動をしてもらっている。育成はなかなか一つの文化団体として独立した団体であり、市の直属機関ではないが、やはり補助金だけではなく、いろいろな活動について市としても協力して一緒に知識をたくわえ、資料収集も進めていきたいと考えている。

芦谷委員

議案と少し離れるので申しわけないが、前のときに浜田城資料館、文化協会も含めて歴史文化を推進するような、行政とは一線を引いた、民間団体がしっかりと進めることが今浜田に一番足りない。ゆくゆくは文化協会をさらに強固な組織にして、浜田城資料館や歴史資料館などを管理する展望まであるのか。市として任用の拡大も含めてどうするのか。どのような展望をお持ちなのか。

文化スポーツ課長

団体そのものについては、今言われたように、独立した民間団体なので、その組織をどうしていくかは文化協会内で決めていくことであると思っている。事務局体制なども同じ体制で来ておられるが、今後どこかの段階で世代が変わっていくということも考えられるし、どういった団体にしていくかは、やはり文化協会内でまずはしっかり話をさせていただくべきと思う。市としては、現在も文化的活動を担っているので、そちらについては、側面から支援していく。資料館の管理だが、将来的な施設管理については、現在は郷土資料館を担っていただいているが、現在その郷土資料館の建てかえについては、これまで説明してきた内容も一

且立ちどまって改めて説明するところなので、構想自体もまだ決まっていないため、管理については現時点では、まだ堂々と決まったことを申し上げる段階にはないかと思っている。

芦谷委員 意見を言うが、やはり市として行政はこうする、それを担うべき民間団体はここで、こうするといった、前に向かう展望がないと、団体も育成されないし市民にもわかりにくい。教育委員会として文化芸術を振興するところで、一体団体をどのようにするのかという強い意志を持ってもらうことを願います。

西田委員 単純に、現在が年間平均で920万円くらいから、これから3年間の指定管理料が1,090万円、年間平均にすると約100万円ちょっと増えている理由を伺う。

文化スポーツ課長 人件費に改定がある。以前5年間の協定のときには、職員の期末手当などは算定に入らなかったが、このたびの新たな協定からは期末手当や社会保険料に改定が入ったのでそこが一番大きな原因となっている。

永見委員長 ほかに。  
( 「なし」という声あり )

**8 議案第14号 工事請負契約の変更について（浜田市高速情報通信基盤整備工事）**

永見委員長 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

**9 議案第16号 広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について**

永見委員長 執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑はあるか。

三浦副委員長 これは前にご報告を受けたときに伺ったが、こういう協約を結ぶことによって、浜田市の意向とまたこれに加盟されている自治体と連携していく事業、いろいろなテーマを掲げて取り組んでいくのだと思うが、改めて浜田市として、さまざまに設けられたどの分野において特に期待しているか。何かフォーカスして取り組まれるのだろうか。

政策企画課長 基本的に全体的な、前回お示しした100事業、今は最終的に110事業に取り組むことになっているが、産業分野が一番メニューとして多い。うちとしても、どちらかといえば産業分野に多くかかわっていくように広島市とも連携を進めている。あえてどこかというところ、観光や物販や神楽振興などが、広島広域都市圏の協議会事業としても、そういった産業分野を強くやっていくとのことで独自に持っておられる。したがってあえてどこの分野が強いかというと産業分野かと思っているが、それ以外でも当然、福祉や移住定住の関係もある。かかわれるものはしっかりかかわっていききたい。そういうところで連携していききたい。

三浦副委員長 既存の取り組みもおありなのだろうが、そういったところにまずかかわれる、一緒にやっていきたいという意志を表明してプロジェクトに参

加していくケースもあろうし、新たに取り組みたいことを浜田市側からこの組織に対して提案することも場合によってはあるのだろうか。プロジェクトを起こしていこうとなった場合、そこに参画する自治体が予算をそれぞれに拠出しながらそのプロジェクト費を捻出して取り組んでいくというイメージでよかったか。

政策企画課長

おっしゃるとおりのイメージでよろしいかと思う。当然、今回入って1年生ということもあるので、こちらから提案するより向こうで考えておられるところに乗らせていただく形でいっているが、協議会としても毎年、それぞれ加盟している自治体等のヒアリングもしながら、どういった事業をやっていくかという中で、浜田市としての意見等も出して行けることになっているし、それぞれの担当部署で今後会議や研修等を踏まえて連携していくわけだが、その中でこういう事業をやっては、ということがあれば「一緒にやっついていかないか」といった提案もできると思う。そうすると、趣旨に同意した団体が各市町で費用等を負担してでもやっついていくという合意が得られれば、予算化して対応していく流れになる。

三浦副委員長

今回の説明については、政策企画課長からいただいているが、今伺ったように例えば神楽のことであれば観光交流課、などそれぞれの事業の担当課があると思うが、各原課にこうした協約をこれから結ぶ、これについてはこういう事業があるのでこうしていくということは、今後もちろん全庁的に共有されながら取り組まれる感じか。それは政策企画課だけに及ばないのではと感じている。

もう一つ伺いたいのは、広島となれば広島の職員もおられる。このプロジェクトをメインに担当していく課はどこになるのか。

政策企画課長

今回の広域市圏の参加にあたっては当然、政策企画課から全庁へ案内等もさせていただき、こういう協約を今年度中に結んで進めていくと話している。広島の担当部署から直接割り振られた事業の担当課にも話をされて、今後どうしていくというところでの連携もさせていただいている。ただ広島市の意向として、浜田市側の全体的なところをまとめるのは政策企画部門でまとめていただきたいといった思いがあったので、政策企画課が中心に、協議会事務局が政策企画課という位置づけで全体的な調整を私のほうでさせていただく。

永見委員長  
芦谷委員

ほかに。

今まで広域連携というのは振り返るとあまたあり、なかなか広域連携組織をつくっただけに終わっている例が多い。できれば浜田市として連携協約に基づいて、何と何と何を実現するといった明確な方向性がないと、何となく連携するだけではなかなか実効は上がらない。神楽の話も出たが、この協約を通じて具体的に何を実現するのか。

もう一つ、これを検討する庁内の検討組織。1部1課に任せるのではなく、場合によっては全庁を挙げて議論することがないと、担当課に任せ切りで終わることが経験上多い。具体的なことをどうするのか。事業と庁内体制について伺う。

政策企画課長

市としてどのような事業を目指していくかだが、広域連携の中で組み立てられている事業の中で参加しているのは産業分野などのメニュー。もともと経済圏を元気にしていくという構想を持って進められた内容なので、

どちらかというと言葉が強いという話もさせていただいた。当然そういったところもあって、例えば広島のスケールメリットなども生かして観光客を呼び込むための取り組みや、農産物の販路拡大といったところにも、広島市と一緒に進めることで広がっていくことを期待しているし、今の浜田市、広島市も含めて、観光ルートや観光客の呼び込みなどを広く展開できるのではないかとこの間も、広域都市圏の中心的事業の中で行われているといったところで期待して、うちもしっかり取り組んでやっていければと思っている。

また、これまで広島県内でいろいろ各市町とも連携してきたところもあるが、今度は広島圏域と、この事業内では人材交流といったことで、各市町の職員が集まっているいろいろな課題について研究や大学同士での連携もこの広域連携の中で進めておられるので、人材育成あるいは人事交流などもこの連携事業の中で期待している。

庁内体制については、改めてこの広域都市圏で何かの組織を立ち上げることまでは考えていないが、政策企画課が代表して取りまとめ等を行っているので、必要に応じて内容によっては各部署を集めさせていただき、意見交換あるいは協議を進めていきたい。

芦谷委員

気持ちはよくわかった。ぜひこの連携協約を結んだためにこういったことがあったという具体的な成果が出るよう頑張ってもらいたい。

永見委員長  
大谷委員

ほかに。

歴史的にも文化的にも言葉の面でも、浜田市は広島とつながりが深い。そういう意味でも協約を結んで連携をつくっていくことは重要だと思うので、どんどんやっていただきたい。枠組みとして、庁内ではプロジェクトチームなどをつくる予定はないとのことだったが、枠はつくらずとも連携は当然密にされると思う。こうした連携協約の枠内で出たことを島根県に訴えるなど、浜田にとってメリットがある行動を起こしていただきたいし、それに基づく反応は、後になって出てくるとこれまでの幾つかの事案でも遅れたと意見が出ていたように、何か進展らしきものが出たときには、その都度報告していただきたい。それによって一緒になって意見なり、提案をよい形に持っていけたらと思う。議会サイドへの情報提供も十分に行っていただきたいとお願いしておく。

政策企画課長

まず島根県のほうだが、この協議会には島根県にもオブザーバーという形で会議等には参加いただくことになっているので、こういった連携協約を結ぶことは島根県にも相談させていただいているし、知事からもそれはよいことだと了解をいただいている。県の担当課にも説明し、今後協議会の総会などには県からも参加していただくなどの連携はさせていただけるとしている。

議会については進展等何かしらの報告事項等については、内容にもよるが、できるだけ報告させていただくよう進めていく。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

10 議案第17号 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )  
委員から質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

## 11 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

永見委員長

執行部から補足説明はあるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

以上で議案審査を終了する。採決は後ほど行う。ここで暫時休憩する。

[ 14時 05分 休憩 ]

[ 14時 15分 再開 ]

## 12 執行部からの報告事項

永見委員長

委員会を再開する。続いて執行部からの報告事項に入る。全部で15件ある。執行部からの補足説明があればお願いし、なければ質疑に入るの  
でよろしく願います。

### (1) 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について

永見委員長

執行部から補足説明があれば願います。

防災安全課長

今年度8月の台風・大雨の際の災害対応について、12月の総務文教委員会において今後の進捗状況を報告させていただき、以後また3月定例会議において改善状況について報告するとしていたので、こちらにまとめさせていただいた。資料に記載のとおり課題8点のうち6点については既に完了しているが、2点まだ残っているので引き続き検討していく。

永見委員長

委員から質疑があるか。

大谷委員

残っている課題について、何が残っているか教えてほしい。

防災安全課長

一つが災害リスクの少ない避難所の増設の検討である。この表では2番目、整備・組織に関することの1番上である。特に周布川流域の避難所増設に向けた検討を進めているので、ここについて現地調査を進めているところであり、検討を進めていきたい。あとはこの2番目の組織に関することの3番目だが、周布川の堤防のかさ上げや影響範囲の細分化など、県と協議が必要な部分であり、令和4年度の島根県要望事項となるように検討中である。早期実現に向けて働きかけている。

永見委員長

ほかにあるか。

肥後委員

このマニュアル改善内容についてお示しいただいたが、全体のマニュアルの保存箇所を教えてくださいたいのと、改善内容について、改善した日付と誰が査定したかがもしわかれば教えてほしい。

防災安全課長

マニュアルの改善は行ったが、まだ関係機関との調整が必要な部分もあるため、そういったところが完了したらまたお示ししたい。

永見委員長

ほかにあるか。

芦谷委員

情報弱者や要支援・援護者の必要な方の自主防災。言いたいのは地域の末端で本当に情報にアクセスする、伝える仕組みはこれにはないのだ

- 防災安全課長 情報が。今後の方向性が何かあるか。
- 芦谷委員 情報の受け手、住民が取得できる情報をしっかり受け取れるように、こちらでシステム改修や導入をしていくことは大切であり、これから行っていく方向である。現在の追加提案のほうにあるコロナの第11弾で行った、住民への情報配信システムを今提案している。今までは基本的には防災無線・防災メール・戸別受信機で情報を発信し取得してもらっていたが、今後はTwitterなどのSNSで一斉配信できるようなシステム導入を考えているので、そういったものを活用し、いろいろな手段、複数のメディアを活用して住民が情報を取得できる方向で取り組んでいる。
- 防災安全課長 ハードはつくってもなかなかそこにアクセスできないのが実態である。災害弱者といわれる方も含めて、地域での支え合いみたいなものをハード整備と併せてつくらないと、なかなかこれが絵に描いた餅になって、実際は大変だということになりがちである。よって、受け手側がきちんと飲み込めるような仕組みも、併せて考えられることを願います。
- 大谷委員 そのことについては非常に大きな課題だと防災安全課でも捉えている。今度6月に防災訓練を行うのだが、こちらは住民参加型の防災訓練を考えている。これを行うに当たり住民側にこちらから説明に行かせていただき、事前にこの災害に対してどういった準備をすればよいか、どういった避難所に行けばよいか、我々と一緒に考えていただき、それを考えてもらった上で6月の避難訓練に臨んでもらう、そういった取り組みを行っていきたいと思っている。住民と一緒に災害について備えるよう取り組んでいきたい。
- 防災安全課長 芦谷委員の発言で気づいた点があるのだが、防災は基本的に自分の命は自分で守るというのが大原則だと思う。そのためにはそれなりの情報を持っている者が的確に伝えることになる。したがって、各地域の人が自分で判断できるだけの情報を提供するという観点の中で、河川の場合に僕が重要だと思うのがライブカメラである。ライブカメラが簡単に見られるようなシステムにしておけば、それを見て判断ができる。私も経験があるが、松江市がライブカメラで状況を見て休校等の判断をしたことがある。そうした情報伝達をしていただけたらと、願います。
- 永見委員長 ライブカメラについては市がつけているもの、県がつけているもの、ケーブルテレビがつけているものがある。そういったところでしっかりつけていくようにというところだが、まだ周布川については第1要望ということで浜田市から県に要望しており、来年度のどこかでつけてくれるのではと回答もいただいている。そのような危険なところがあればまた情報提供もいただきながら、しっかりつけていくよう取り組んでいきたい。
- （ 「なし」という声あり ）

**(2) 受動喫煙防止に係る取組の拡充について**

- 永見委員長 執行部から補足説明があれば願います。
- 人事課長 資料真ん中、2番の拡充内容をごらん願う。当初、職員を対象とした禁煙の取り組みについては、令和元年7月からスタートした。現在約2年半

が経過したところで、もう1段こうした取り組みを強化していこうということである。

これまでの現行の禁煙時間を拡充し、勤務日の8時30分から12時まで、午後は13時から17時15分までということで、勤務時間全体をこのたび禁煙時間として対応したい。この取り組みは本年4月1日からスタートさせたい。

永見委員長  
西田委員

委員から質疑があるか。

庁舎内で喫煙される職員がどれくらいおられるか。中にはヘビースモーカーの方もおられると思うが、これだけ禁煙時間が拡充されるといろいろ不満もあるのでは。そういった声は聞いているか。

人事課長

数年前だがアンケートを取ったことがある。男性職員で3割から4割程度、女性でも5%程度が喫煙している。また、今の結果は正規職員だけなので、現在は非正規の方もいらっしゃるのでは、実際にはもう少し喫煙者がいるかと思う。

おっしゃるとおり現実にはヘビースモーカーの職員もいると思う。そういったことも踏まえて、実際には庁舎内完全禁煙として一切吸えない取り組みをしているところもあるが、事業主の責任として昼休みや就業前については引き続き喫煙可能とすることで折り合いをつけたい。また、喫煙者からの禁煙に向けた相談など、しっかり産業医や保健師に聞き、場合によっては医療機関などにもご案内していきたい。そういった取り組みをする中で、少しずつご理解いただける形にしたい。

永見委員長  
佐々木委員

ほかにあるか。

本来は庁舎内全面禁煙が基本中の基本だということで、受動喫煙により自分のたばこが相手に迷惑をかけるということでこの法律が決まった経緯からすると、本来は全面禁煙だと思う。なぜじわじわとしかしないのか。逆に生首を締めるようにやると、かえってよくないと思うのだが。そういう議論はないのか。

人事課長

完全禁煙は法律が最終的に求めているところである。先ほど少し申し上げたが、他の自治体で敷地内完全禁煙を行っているところもあったので、そちらに問い合わせたところ何か問題などないかと伺った。そうするとやはり、どうしても昼休みになると近くのコンビニエンスストアや施設で吸えるところに職員が行ったり、自家用車内で吸うようなことがあると、問い合わせた自治体のいずれもが答えた。職員が周りに迷惑をかけることが起きやすい状況は、市としては避けるべきと考えている。そのため、勤務時間以外ではきちんとした喫煙所を設けることによって、特に浜田市役所は隣に医療機関もあるし、近隣に別企業や公的機関もあるため、どうしても喫煙したい職員にはきちんとした場所で、周りに迷惑をかけるための対応を目指していきたいということで、このようなまとめとなった。

佐々木委員

いたちごっこだと思う。市民からも聞くが、エレベーターがたばこ臭いという声もある。確かに吸われる方のことを思うとそういった配慮も少しは必要なのかもしれないが、本来吸われる方の健康を維持、守るためにも全面禁煙、吸わないようになることを進めていただくのが最良の方法だと思う。時間を決めて喫煙時間を新たに設けるわけだが、これは

人事課長	<p>臨時職員やパートも含め全員だと思うが、その確認と、どうしてもこの時間以外で吸いたい方に対して何かしらのチェックが働いているか伺う。</p> <p>おっしゃるとおり会計年度任用職員の方も全て対象とした取り組みと考えている。また、基本的にはルールを守っていただくことなのだが、なかなか守っていただけないことが発生すると、それはまた問題なので、もちろん各課や、また喫煙場所においても、周りへの気遣い等々、吸われる方に気をつけていただきたい点についてはしっかり伝えていきたい。</p> <p>また、庁議や課長会議でも、こういった取り組みを始めたのご案内している。また不定期ではあるが、安全衛生委員会だよりという形でいろいろのご案内をしている。こういったことを機会に禁煙に取り組んでみようという気持ちのある方については、できるだけ人事課の方につないでいただき、きちんとした治療など禁煙の取り組みにつなげていくようなことを人事課としてもしっかり案内したい。</p>
佐々木委員	<p>私はむしろ最後に言われた、禁煙に向けた効果的な方法を推進するところに力を入れてもらう方が最良の方法だと思うので、お力添えをよろしく願います。</p>
人事課長	<p>そういった認識は人事課も持っているので、しっかり取り組んでいきたい。</p>
永見委員長	<p>ほかにあるか。</p> <p>( 「なし」という声あり )</p>

**(3) 浜田市行財政改革実施計画（案）について**

永見委員長	<p>執行部から補足説明があれば願います。</p>
行財政改革推進課長	<p>この計画は令和3年2月に策定した、行財政改革大綱を具体化するための計画としている。三つの基本指針ごとに、浜田市が継続的に推進する行革項目をまとめたものであり、策定時点での項目数は54項目、効果額は約11億円あまりを見込むものである。</p>
	<p>( 以下、資料をもとに説明 )</p>
永見委員長	<p>委員から質疑があるか。</p> <p>( 「なし」という声あり )</p>

**(4) 浜田市第2期公共施設再配置実施計画（案）について**

永見委員長	<p>執行部から補足説明があれば願います。</p> <p>( 「なし」という声あり )</p>
永見委員長	<p>委員から質疑があるか。</p>
佐々木委員	<p>今回第2期とのことで、1期がこれまで216施設だったので、この計画を最初に示されたころには、全部で500幾らの施設だったので、あと残るのが100超だと思う。ざっくりそう思っていてよいか。</p>
行財政改革推進課長	<p>このたびの計画施設数は前回の計画から引き続いている。その中の施設だが、この計画は令和4年度から7年度の4年間としている。市内施設は233施設ということでリストアップしている。資料で見ると2ページ目になるが、1の(2)、第2期公共施設再配置実施計画の対象施設としてこのたび、囲み内にあるようそれぞれの施設の抽出した条件がこれである。この内容については基本的に第1期計画と同様だが、このたび1期から引き</p>

	<p>続きこの条件に合わせてピックアップしたものが233施設と見ていただければ。</p>
佐々木委員 行財政改革推進課長	<p>233施設とは。 4ページをごらん願う。第1期計画の再配置実施計画においては全部で216項目で、その施設数を対象とした。このたび地域を変更したり継続したりということで、この増減については第2期公共施設再配置計画にある内容だが、一番下、令和4年度から7年度に再配置する項目として70項目、それから令和8年度以降に再配置する項目として163項目としている。その内訳については上段にそれぞれ掲載している。</p>
佐々木委員	<p>これから取り組むのが7年度までに70項目、それ以降に163項目。今後取り組むのを合わせて2期にかかわる233項目だと。</p>
行財政改革推進課長	<p>おっしゃるとおりである。</p>
佐々木委員	<p>理解した。もし違えば指摘してもらいたいが、これまで特に議論してきた給食センターや火葬場など、そういうのが見えなかった感じだが、それはまた別物ということか。</p>
行財政改革推進課長	<p>別冊を見ていただければ。火葬場の取り扱いは15ページにある。弥栄火葬場、三隅火葬場については229番、233番で取り扱いされている。同様に浜田市火葬場は219番に掲載させていただいている。 給食センターは8ページ、104番。旭給食センターのみ掲載している。</p>
永見委員長	<p>ほかにあるか。 ( 「なし」という声あり )</p>

**(5) 浜田市定住自立圏共生ビジョンの策定について**

永見委員長	<p>執行部から補足説明があればお願いします。</p>
政策企画課長	<p>( 以下、資料をもとに説明 )</p>
永見委員長	<p>委員から質疑があるか。 ( 「なし」という声あり )</p>

**(6) 若者会議の提案について**

永見委員長	<p>執行部から補足説明があればお願いします。</p>
政策企画課長	<p>( 以下、資料をもとに説明 )</p>
永見委員長	<p>委員から質疑があるか。</p>
芦谷委員	<p>若者会議に至った最初の動機、入り口。若者グループからそういうことがあったのか、市が要求したのか。また、中間支援組織をつくることについて、もう少し中身や内容、事業など、具体的なものがわかればお願いします。</p>
政策企画課長	<p>出発点、もともとこの会議は10名程度の若い方に集まっていたいただき、若者や浜田がよくなるといったことについて政策提言をしていただくということで、会議を進めさせていただいた。この会議メンバーからいろいろな思いを聞かせていただきながらまとめていく中で、やはりこういった中間支援組織が必要だと。こちらから仕掛けたというよりも、若いメンバーの中から、こういう組織があったほうがよいとみずから考えられて、そういったことで提案いただいた。両方が出発点である。 事業の中身は先ほどの説明でも少し言ったが、今こういった提案で出</p>

されて、具体的なものをこれから詰めていくに当たり、会議のメンバーも来年度から若者や地域の方に意見を聞いていきながら、こういったことをやっていけばよいかをまとめていき、事業化を検討していきたいと。まだそういう段階なので、具体的にもこういったことをやるというのはこれからである。その辺は市がかかわっていき、きちんとした組織になるように支援等させていただいて進めていきたい。

芦谷委員

メンバーを拝見すると、県大生もおられる。Biz. Coop. はまだのように具体的な組織でもつくって、しっかりその方々が願わくば浜田への定住まで進む、場合によってはこれをキーにしていろいろな事業が進むようなことがないと、中間組織をつくっただけに終わることがないように、ぜひそれについては行政側から同席しながら、この組織が前に進むよう応援してほしい。

大谷委員

浜田市そのものが若者に焦点を当てた施策を講じていきたいという中で、こういう会議の中で意見を聞いた。その中からこのメンバーの方々の主体的な、自発的な思いの中でやりたいということなので、どのような展開になるかは気になるが、自発的・主体的に出てきたという点は大いに歓迎し、どのようなものが出てくるかについては期待したい。

ただ、こういう組織ができていることを広く周知しながら、かつ、この委員の方々も周囲の方々にしっかりと聴取り広報的なことをしていないと、市全体からすればこの方々だけでは特別な集まりでやっているという見方になっていけない。市全体には周知していただくように心がけてほしい。

政策企画課長

そうしたことで大谷委員が言われたように、もっと皆さんにさせていただくということで、先ほど言った地域に意見を聞いたりする中でいろいろ回って、こういう活動をしていきたいということを歩いて周知していくことも考えておられるし、そのために令和4年度の予算要求の中にも、皆の名刺やホームページをつくることについて、市で少し応援しようと予算も計上させていただいている。周知をしっかりさせていただきながら進めていきたい。

西田委員

同じような趣旨なのかもしれないが、本当に前向きな、若い方々が中間支援組織を立ち上げてされるということで、すごくよい組織だと思う。メンバーの顔触れを見ても、生きのよい方もおられたりして非常に期待が大きい。そういった意味ではこの方々、期限などがあるかないかわからないが、先々ではメンバーもいろいろな形で入れかわったりすることもあると思うし、組織自体が大きく育っていくような、市にどんどん提案して、浜田市がここを中心に変わるくらいの、大きく育っていただきたい気持ちである。ぜひこれまで必要だった中間支援組織だと思っているので期待している。

一般質問でもこのことを触れたかったのだが、まだ早いのでやめておいた。期待しているのでお願いする。

政策企画課長

市としてもこういった中間支援組織、隣の江津市や益田市でもこういった組織を立ち上げられて進めているとのことで、浜田市にもほしいと個人的にも思って、何とか立ち上げられないか前々から思っていた。今回、自発的に若い方々がぜひつくってやりたいということだったので、

ぜひ応援して進めていきたい。もともとこの若者会議は2年ほど市が事務局を持ってやらせていただき、後々はこの会議メンバーになるかどういった形になるか、しかし自立した形で別の形で浜田市に提言等をいただくような組織にしていきたいというところから始めさせていただいている。そういったこともこの会議のメンバーにはお伝えしていた。そういう中で今回中間支援組織を立ち上げたいということで提案されているので、組織が立ち上がった後にも、市に提言をいただくなど、そういった形のつながりを持ってやっていきたい。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

**(7)「ゼロから学ぶ関係人口セミナー」の開催について**

永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

定住関係人口

推進課長

永見委員長

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

**(8) 浜田市協働のまちづくり推進計画について**

永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

地域活動支援課長

永見委員長

委員から質疑があるか。

三浦副委員長

協働のまちづくり推進計画の反映一覧というのがある。ナンバー6だが、若い世代（UIターン者を含む）と変更された。このパブリックコメントの意見の趣旨は若者を指していると思うが、UIターン者は若者に限らないと思う。この修正だとUIターン者を含む若者になっているが、移住者の年代は幅広いし、そういったところはどうのように整理されたのか。

地域活動支援課長

このたびの修正は、もともとUIターンを含むということを入れる前から若い世代の中にはUIターンを含んだものと整理していたが、ご指摘いただき、ここも強調したほうがよいのではないかとということで、入れさせていただいたものである。若者でないUIターン者を排除するものではない。若い世代の中でも特にUIターンで来られた方に地域へよりなじんでいただきたいという趣旨で提供したものである。

三浦副委員長

そうである。もともとUIターンされた方であろうがそうでなかろうが、若者からここでいう年配者と書いてあるが、幅広い世代全ての人たちを指しているはずだと思う。今課長のご答弁もそれを含めての当初の案だったと思うが、逆にこれを強調することによってそうではない人を強調してしまったように感じるのだが。書かなくてもここに入っているということよよいのではないかと思う。今のご答弁であれば、逆に年齢で、ご自身が若者でないと意識される世代の方がどうなのかとったりして、気になった。

地域活動支援課長

三浦副委員長のご指摘ごもっともだと思います。若い世代の方というのが地域内に入って活動するのが低調だというのが、このたびの意識調査内

でも結果が明らかになったということがあり、移住者はなかなか地域に入っていくにくいということもあるので、そこであえて明記させていただいた。年配の方を排除するものではないので、その辺の説明は十分にしていきたい。

三浦副委員長

その思いを持っておられるということと、私が言っていることは全く一緒だと思う。それを、このように明記することで捉え方が、自分たちの思っているものではない捉え方をされる方が出てくるのではないかと、ということであれば、あえて書かなくてもよいのではと個人的には思う。それを強調するのであれば、年代に限らずUIターン者も含むと書けば。例えば若い世代と年配者（UIターン者を含む）としてしまうとか。要は世代間交流を促進しようということがここにうたいたいわけだと思うので、あらゆる人、いろいろな形で定住される方がいらっしやると思うので、そうしたほうが、今課長の話を伺ってさらに思ったのだが。そういうことのほうが意図が伝わるかと思ったりした。あとは、皆のご意向などもあると思うので。少し踏まえていただきながら、意見として申し上げておく。

**(9) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）について**

永見委員長  
人権同和教育啓発センター所長

執行部から補足説明があればお願いします。  
パブリックコメントで意見はなく、前回報告したものと同じである。

永見委員長

委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**(10) 浜田市男女共同参画推進計画（第4次）について**

永見委員長  
人権同和教育啓発センター所長  
永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。  
パブリックコメントで意見はなく、前回報告したものと同じである。  
委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**(11) 弥栄サービスステーションの支援の状況について**

永見委員長  
弥栄防災自治課長  
永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。  
( 以下、資料をもとに説明 )  
委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**(12) 山陰合同銀行浜田市役所派出所の廃止について**

永見委員長  
永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑があるか。  
( 「なし」という声あり )

**(13) 浜田市教育振興計画について**

永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。

教育総務課長

( 以下、資料をもとに説明 )

浜田市教育振興計画審議会から答申を受けた後に1月26日の総務文教委員会から意見を伺った。1月17日から26日までパブリックコメントを実施し、4名から17件の意見をいただいた。それらを踏まえ、2月21日に教育委員会会議において浜田市教育振興計画を決定したので、本日は決定版を委員の皆に配付する。

永見委員長

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

#### (14) 令和3年度島根県学力調査結果（概要）について

永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

大谷委員

数値で示していただいているが、ビジュアルな形で示していただくと一見して状況が飲み込みやすい。提示してよくわかる工夫も今後をお願いしたい。数字を読み取るのに意識が要るので、棒グラフなり、何なりでお願いできたら。

学力向上推進室長

2ページには経年でグラフを掲載している。3ページには同一学年の経年比較も掲載しているが、確かにその後は文字が並んでいて大変見にくくなっている。もう少し工夫しながら理解していただきやすいものにしていきたい。

大谷委員

それとこういった大きなくくりだけではなく、こういう設問については、他の地域と比べて弱いとかよいとか、そうしたことも地域の特徴をつかむには必要なところだと思う。それをもとに今後どのようなことを意識しなければいけないかが全体にも共有される。概要だけでなくポイントも、こういった点はこうしていきたいといった意図をここに示していただきたい。

学力向上推進室長

おっしゃるとおり領域ごとにはここに書いているが、その領域内の特にここ、ということについては、よいところ悪いところにしてもアピール度が薄いと思っているのでそのようにさせていただこうと思う。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

#### (15) 浜田市小中学校におけるオンライン授業について

永見委員長

執行部から補足説明があればお願いします。

( 「なし」という声あり )

永見委員長

委員から質疑があるか。

肥後委員

6ページの家庭等のインターネット関係について別紙4とある。やりたくない理由が書いてあるように見える。どのような思いか。

学校教育課長

当初、所管事務調査にて肥後委員から、家庭の無線環境について資料要求があった。資料でいうと2ページ目にポケットWi-Fiについてという形で説明を載せている。今回一斉休校10日間をやった中で、オンライン授業や家庭への健康観察、いろいろな形でICTを使って連絡を取った。やはり家庭において無線環境、インターネット環境がないことは

今回の一斉休校の中で課題として明確に上がっているのは事実である。

議員からご提案のあった家庭環境への対応をどうするかという資料提示があるが、実際にICTでの家庭対応はどここの市町村も苦勞しているのが正直である。浜田市の場合、一斉休校がなければ無線環境がない環境でも学習ができるタブレットドリルというソフトで自己採点ができるし、環境は整えている。実際に一斉休校になってオンライン授業を家庭でしない場合は、ある程度持ち帰りにしても学習は可能かと思う。休校になってオンライン授業、通信などが必要な場合、こういった課題に対応しなければいけない。ただ、どのくらいの頻度かは、コストをかける以上は効果が求められる。やりたくないからこういった資料を出したのではなく、客観的に家庭の状況を調査して通信環境のない家庭を把握していた。最終的に通信料は誰が負担するかが一番の問題で、学習だけに使うのであれば当然負担すべきだと思うが、通信環境を整えば携帯電話など誰でも使える環境になるので、その部分に課題がある。あくまでもこの資料は客観的に恒常的にかかってくるコストを示したものである。

教育長

家庭でのオンライン授業あるいはオンライン学習とは、進めていかなければいけないと思っている。その上で家庭の通信環境がどういう状況なのか、実態をつかむために調査を行った。下の四角で囲っている金額部分については、もしかしたらもっと安くなることもあるかもしれない。こうした中から課題は改めて見つめ直し、それも解消に取り組みながら進めていく。現状ということで捉えていただき、進めていきたいとは思っている。

肥後委員

回答については理解した。ただ私の思いで聞いていただきたいのは、私の娘がタブレットドリルをやっているのを拝見して十分理解している。言いたいのは、タブレットドリルをやった、採点もできた、それでもわからないところや具体的に聞きたいところに関して、先生方は休校中とはいえ学校に恐らく出ていると思っていたので、そのときにインターネット環境があれば、聞くことはできる。次の日や休校明けに聞くこともできるが、その場で聞けるのがインターネットのリアルタイムのよさだと思うので、その辺を理解していただければと思う。

学校教育課長

実際に休校でいろいろな家庭で困っていることなど、そういった部分を今後に生かしていきたい。意見を踏まえて検討していきたい。

三浦副委員長

教育長が家庭学習のオンライン化を進めていかなければいけないとおっしゃったが、そもそもオンライン授業の学習効果や学習効率など、今一部でタブレット学習などを導入しながら、どのように整理されているか。

学力向上推進室長

仮に全員に通信環境がある場合で話をさせていただく。そうすると全員がオンライン授業を受けることが可能になる。授業のやり方によっては子どもとの双方向で先生がやりとりしながらもできる。ある意味、理想的なオンライン授業をやったとして、学校へ出てきたときにその授業内容が本当に定着しているかが一番のポイントになると思う。子どもたちに確認した段階で、定着しているということであればそのオンラインでやった授業は改めてやらなくてよいので、次へ進んでいける。そうでなかった場合、教室でやるときよりもあきらかに条件が悪くなっている

ということが明らかなので、幾ら工夫しても。そうすると、もう一度そこをやり直すことも出てくる。オンラインは学びをとめないという意味では本当に優れた手法だと思っているが、それが全てのところに通じる手法であるとは思っていない。その辺の使い分けを上手にやっていくことをやらないといけない。

三浦副委員長

今話を伺って理解した。学習効果は本当にあるのかという確認は、学校で直接対面しているわけではないので、いろいろな違いはあると思う。一方的に推進していくことばかりやってしまい、生徒たちがどれだけその学習スタイルに満足しているのか、それもすごく大事になってくると思う。推進はすべきだと思っているが、実態に即して学習進度をきちんと見ていくことも必要だと思うので、そういったところに引き続き力を入れていただいて、目標に近づけるよう学習環境を整えていただきたい。

大谷委員

推進していくことは大事であるが、対面に勝るものはない。本当に。このことを前提に話をしなければならない。対面なら伝わる雰囲気も、画面では伝わらない。対面が一番だという前提の上で、それを補完するもの考えることが大事である。そのためには、都度教える側の意図が伝わっているかどうかを確認することは当たり前だが、今言ったような認識を外さないように整理していくことが大事なのでお願いします。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## (16) その他

### ・ 第14回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰について

永見委員長

1件、資料配付があるので委員はまたご確認をお願いします。ほかに何かあるか。

文化スポーツ課長

浜田市出身の三浦龍司選手について1件報告させていただく。資料はない。東京2020オリンピックの陸上男子3000メートル障害で7位入賞を果たした浜田市出身の三浦龍司選手が、3月13日に浜田市陸上競技協会主催で、陸上競技場で浜田ジュニア陸上教室の生徒に陸上教室を開催されるので報告する。こちらは終了後には生徒たちにオリンピックの報告や質問コーナーを予定されているが、当日は生徒の保護者で多くの参加が予定されるため、新型コロナウイルス感染症対策の面から一般には案内されていない。市に対しては市長、教育長、議会への案内は議長のみとなっている。議員や一般の観覧はご遠慮いただきたいとのことなので、ご了承いただきたい。

永見委員長

なお当日の様様についてはTBSが取材され、何らかの形で後日報告されるとのことなので、そちらでござんいただければ。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

では執行部から報告事項15件について、全員協議会で説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

総務課長

(1)、(3)、(4)、(8)、(11)の5件を全員協議会に提出し説明したいと考える。

永見委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

大谷委員  
永見委員長  
教育部長

(14)についてはされないか。

(14)についてはという意見が出たが。

要旨は全議員に配付される方向になっているので、所管委員会のみ  
の報告と考えている。もし皆がどうしてもということであればさせて  
いただくが、基本的には資料配付が済んでいるとのことで、全ての議員が  
ごらんになっている前提で、所管委員会だけという考えである。

大谷委員

それで周知ができるならよろしいと思いつつも、有用な事柄かと思  
ったのできちんと報告する場があってもよろしいかと思って意見した。

永見委員長  
芦谷委員

そのようなご意見があったがいかがでしょうか。

大事な問題なので執行部として、あえて何か補足なりコメントする場  
面があるとすればやってもらったほうがよいと思うし、資料配って終わ  
りというならよいと思う。それでどうだろうか。

教育部長

教育委員会の場合は、基本的に補足説明をしないような資料づくりを  
しているから、ごらんいただければわかると思う。先ほど大谷委員からあ  
った、もう少し詳細についてというのは、当然、現時点でも各学校の校  
長会には全て出している。ただ、委員会では少しまとめたものを出させ  
ていただいたスタンスなので、総務文教委員会では詳細をとということ  
で対応させていただくが、全ての議員へということであれば、少しほかの  
バランスも含めて。出せと言われれば出すが特に補足はない。資料をご  
らん願うというだけだが。

大谷委員

であるならば全体でのものはよしとするが、先ほどお願いした細かい  
ところは提示していただきたいし、私も見たい。それは今後報告をお願  
いする。とりわけ先ほど落としたが、経年変化というのは集団が違う。  
したがって同じ集団ではどのような変化をたどったかが大事だと思う。  
集団としてはどのように伸びたかといったあたりは示してもらえたら。

学力向上推進室長

大変申し訳ないのだが、3ページのところで、現小学校6年生が5年生の  
ときからどうなったか、中1が小学校5年、6年、中1でどうなったか、小  
学校からどういう変遷をたどったかは、示させていただいている。

詳細な分析だが、浜田市は算数・数学に課題があるため、算数・数学  
については詳しく分析はしているが、それを公表する点についてはご勘  
弁願う。大谷委員に個人的にお見せするのは可能だろうと思う。

教育部長

学力に関しては、浜田市は特に学校ごとの開示はしないことにしてい  
るので、その辺は慎重にする部分がある。いわゆる公表しない部分につ  
いては、ご相談いただければと思うのでご理解いただきたい。

大谷委員

これまでのやり方もあるので、その点については了解する。ただ、内  
容については心配というか、私のできることは意見として言いたい思  
いもあるので、必要があれば拝見しながら、傾向やもろもろについてお願  
いできたらと思う。

教育部長

学力向上については市長のロードマップにも入っている。しっかり指  
導を受けながら報告させていただく。市長も学力向上の必要性は認識し  
ている。

永見委員長

では、大谷委員も納得されたので、総務課長が言われた5件を全員協議  
会で報告という形でよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではそのように願います。

### 13 所管事務調査について

#### (1) 特定地域づくり事業「協同組合 Biz. Coop. はまだ」の現状について

永見委員長

定住関係人口推進課長

永見委員長

西田委員

執行部の説明をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

委員から質疑はあるか。

この事業、最初に報告を受けたときに質問したことを思い出す。音大を卒業されて、それまでにたくさん学費を使われて苦労されて、やっと就職した後でこの事業の中でお勤めされるが、報酬が10万円台前半ということで、それで本当に大丈夫なのかと。音大生の気持ちになると、卒業して就職後にそういう扱いというのは失礼というか、本当に大丈夫なのかという気がしていたが、そのときの答弁では、音大生の方は活躍の場があればそれで十分のような答弁をいただいた。

気にしながらずっと見守っていたのだが、こうして拝見すると途中でやめられたり、また入られたり募集をかけられたり。それがきちんとよい就職をされてめでたし、めでたしで、就職を地元でされてやめられたなら、それはそれでよいと思うが、現場の方や当事者の方に話を聞くと、生活が大変だとおっしゃる。生活が楽ではない方が結構この中におられるのではと思うのだが、その辺の認識はいかがか。

定住関係人口推進課長

ご指摘のとおり Biz. Coop. はまだの月給は月13万円が基本給となっている。ただ、従業員の就業時間が1日あたり6時間と定められている。浜田市内の民間保育所の新規採用社員の月給ベースで比較し、民間保育園は1日8時間勤務になっているところを、Biz. Coop. はまだは1日6時間勤務なので、月13万円の月給で落ち着いた。ただ一方、地元で働いている保育士等はUターンなどで実家からお勤めに出ている方も多かったり、あるいは車も近親者が買い与えることがあると思うが、彼らはUIターン者ということで頼れる身内がない。その辺は Biz. Coop. はまだで、社宅として雇用促進の特別住宅や通勤車両ということで音楽活動にも使えるような軽自動車を貸与しており、収入面についてはそういうサポートもされている。

また音楽活動でも副業として収入源を得ている。令和3年度にコロナの状況もかなり影響したので、なかなか思ったように音楽活動ができにくい部分があったことも多かったが、ちょうど秋ごろにはコロナが一旦おさまり、週末には市内のいろいろなところで彼らの音楽が聞けるときもあった。その際には結構な金額が副収入として彼らにも入っていたと聞いている。年間を調べてそういった状況になっていけばよいと思っているのだが、そういう状況である。

西田委員

勤務時間が6時間ということで短い。ただそのことで空き時間が多いので、その分またアルバイトというか、副収入を得るための動きとして音楽活動もされているとのことだが、そうすると別な声をまた聞くのだが、もともと地元で音楽活動をされていた方々との差。音楽活動の枠が限られた中で、そういった方々を優先されるとそれによって活動が不足される、もともとの地元の方もおられるし、そういったことについてはどの

- 定住関係人口推進課長 ように調整されているか。
- 定住関係人口推進課長 ご指摘のとおりそういったお声も、直接ではないが人づてに入ってきているので、残念に思っている。今回新たに若者が入ってきて、それによって悲しい思い、寂しい思いをされてしまう方がいるのはとても残念なことなので、何とか一緒にやっていた方向がないかを探っている。今年度、秋ごろに市民で吹奏楽ができる、やりたい人たちの自由参加によるコンサート、1日講習会をしてそのまますぐコンサートみたいなものもあったので、今後はそういった世代や新旧こだわらず、皆で音楽を楽しむ機会を持っていくような企画を立てていただくよう話をしている。
- 西田委員 音楽を核としたまちづくりを推進している浜田市にとっては、音大生の方も今はよくても先々でまた厳しい状況になったり、もともとずっと地元で音楽活動されていた方々が、寂しい悲しい思いになってはお互いがマイナスになってはよくないので、どこかでお互いがよくなるような関係に持っていきよう、ぜひ一緒になって考えないといけないのかもしれないが、そういうことが大事だと思う。
- 定住関係人口推進課長 もう一つ聞いたのが、そういう音楽活動をされる中で放課後児童クラブなど教育関係にも出向いておられて、本格的に学校の教育現場の中でもっと音楽活動ジャンルを増やして活動できないのか。
- 定住関係人口推進課長 私が答えるべき立場ではないかもしれないが、来年度、スクールコンサートに呼んでいただける話を伺っている。彼らの活躍の機会を私たちとしては増やしていきたいので、大変ありがたい。
- 芦谷委員 胸元にはシングルペアレントを置いておいて、向こうには若者会議の中間支援組織を置く。まずシングルペアレントのことを学びながら、こういったU I ターンされた方の浜田に対する印象や、あるいは若者の定住を進める話し合いの中でヒントを得るとか、そういった話し合いのケアはされるのか。
- 定住関係人口推進課長 具体的に皆に集まってもらって話を聞くような機会は特には持っていないが、幸い幾つかマスコミからの取材が入ったりしており、そういう中で浜田に移住した感想も出る機会は結構多い。またそれ以外に、コンサート等を見に行ったときに話しかけて、困っていることはないかなどヒアリングしている。きちんとした形での意見交換会はないが、できるだけ彼らの話を聞く機会を持つよう心がけている。
- 芦谷委員 私の理解では、シングルペアレントの場合は市長まで出て話し合いをして、その中でそれを踏まえて若者の定住施策を進めるということがあったと思う。ぜひ相談に乗るのではなく、I ターンで来た若者がしっかり活躍できる地域づくり、政策を頑張ってみることが必要だと思う。
- 定住関係人口推進課長 これを見ると関係団体が4団体。音楽を生かしたまちづくりを標榜するのなら、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園のほうも向いて、慰問でも何でも。例えば介護施設などに行ってもらえば、場合によっては介護施設から経費が出るかもしれない。もっと活躍できるように、前へ広がるように考える気持ちはないか。
- 定住関係人口推進課長 ご指摘のとおり、これから彼らの音楽発表の場を増やしていきたいと考えている。ただ残念ながらコロナの影響があること、吹くものなので

感染対策ということで残念ながら高齢者施設もなかなか難しい状況となっているので、そういったところが落ちついた際にはぜひお邪魔したい。組合員の中には高齢者福祉施設を援助しておられるところもあるので、そういうところも含めて支援していきたい。

芦谷委員

新型コロナウイルス感染症が出る例えはあまりよくない。オンラインもできるし。その中で事を進めるという構えを持ってほしい。

三浦副委員長

この1年で派遣されていた社員が半分、派遣先企業に就職されている。この制度が始まって、こういった形は自分としては想定してなかったのだが、こういうことを想定されていたのか。というのは、派遣先の方々は自分のところでそういった人を抱えるのが難しい状況だから組合をつくって、そういった専門職の人材を派遣してもらうのがそもそもの制度だと思う。つまり就職するということは、人材がすばらしいということもあってだとは思いますが、雇用できる状態になったということで、そういった人材を雇いたい自分の中にはなかなか抱えきれない前提があって、そういう人たちを就職で迎え入れたときに、新たにまた派遣される方がいるが、そうした方たちの働くフィールドは埋まっているのではないかと思うのだが。心配ないのか。

定住関係人口推進課長

それぞれの組合員の事情は詳しく存じてないのだが、一部の組合員は例えば受け入れる子どもの数を増やしたり、新たに放課後児童クラブを受託された。こういった形で働いている人の確保ができたのでそういった増員が可能になったという話も伺っている。

私どもも、当初できたら地元就職してほしい、マッチングが進んでほしいということも去年話をしていて、1年目で3人も就職するとは思ってなかった部分があるのだが、組合員側でもよい人材を紹介してもらったということで喜んでいただいているし、子どもを預かる数が増えて、それによって女性が働きやすい環境づくりにもつながっていくということであればよいと思っている。

三浦副委員長

ご縁があって就職される、それぞれの新しいキャリアを見つけて進まれるのは非常によいことだと思うので、想定外のこういう結果も出たのかというのが率直な私の感想だが、それでもやはり、ここに派遣される方々が自分の役割が地域で見出されていて、その仕組みが回っていくことは大事だと思う。まだできて新しい制度だということもあるが。就職して、専門職なので。ほかの地域は一つの職種ではなくいろいろな職種に派遣させていくという形を取っている。全国を見ても浜田のこのやり方はすごく特異である。ほかの地域は浜田のこのやり方を見ている。結果的によい結果が出ているならそれでよいが、市もこの制度を支援しているわけだから、定着、キャリアを見つけていく、キャリアを生かせるといった働き方は、何か不具合が生まれぬよう企業と協力しながら、組合員の移住・定住を引き続きサポートしていただきたい。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

### (3) 学校での学力向上の目標設定について

永見委員長

学力向上推進室長。

学力向上推進室長  
永見委員長  
大谷委員

( 以下、資料をもとに説明 )

委員から質疑はあるか。

いろいろ言われたが、よくなったか、よくなってないかはどうやって評価しているか。学力をつけるという、学力がついた、ついてない、その評価はどこですかといったときに、評価ポイントが出てないと評価はできない。表現力をつける、何をもって表現力がついたとするか、その評価基準が重点目標なり、さらに細分化されたところにあるかどうかである。その辺が見えてないからできているかとお尋ねしている。

学力向上推進室長

教育目標などいろいろな方針をつくった後、各学校ではそれが本当に実行されたかどうか学校評価を行っていくことにしている。したがって先ほどの例でいうと、他者と協働して云々というのがあったが、それをもっとかみ砕いた言葉で学校評価ができるような、先生が何をしたか、子どもたちがどうなったか。それは意識調査の場合もあるし、テストのようなもので計る場合もある。評価指標を定めて評価していき、次の年度に向かって取り組んでいくことを各学校で実際にやっている。ちょうど3月に入ったので、各学校、保護者からもいろいろ意見をいただきながら学校評価を総括して、それを学校評議員の方にも来ていただきご意見をいただき、次年度どうするかを考えて教育委員会にも提出いただくという形で進めている。

大谷委員

学校評議員に説明したりしているとのことだが、高等学校の場合は学校評議員会の評価についてはホームページに載せている。小中学校はそうしたことはなされてないのか。

学力向上推進室長

ホームページに掲載するところが少ないように思う。学校だよりなどで保護者に伝えている例が一番多いように思う。

大谷委員

定住に向けてのときに、外部の人はそういうところを覗いてくる。丁寧にやっているかどうかは、その地域がしっかりした教育数値にあるかどうかの判断材料になってくるので、そうしたことはしっかりしていく必要がある。

学力とは、やれといって簡単に上がるものではないのもわかるが、伸ばそうとする姿勢がそこに表れていることが大事だと思う。そのときに、ポイントを絞って、物事を改善に向けて頑張っていることを示すことが大事なので、そうしたところを形にしてみたい。

学力向上推進室長

貴重なご意見に感謝する。承知したので参考にしながら考えていきたい。

大谷委員

それとこれも高等学校の例だが、高等学校の場合は年に2回、学期の終わりに生徒にアンケート用紙を配り、授業がわかるかわからないか、自分自身がどこまでやったか、担当評価と自分の評価を出す。それをもとにしてどこまでできているかを教師自身が自分で改善に向けてやる。それは学校全体でも共有して、どういう教科がどうなったかが見えるようになっていく。したがって全体の中でどの程度評価されているかが見える。当然、本人にかかわるところは伏せるが、いずれにせよ改善に向けて個別的にしっかりやるのが大事なので、その辺が見えるようにしていきたい。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## 14 その他

### ・【要望書】学校経営健全化のためのご支援のお願い(委員会に配布)

永見委員長

2月24日に議長へ、経営健全化のための支援を求める要望書の提出があった。要望書については所管委員会に配付という扱いになっているので、委員はご確認願う。

芦谷委員

ほかに執行部から何かあるか。

学校経営健全化のための支援のお願いは、扱いとすれば総務文教委員会への配付だけなのか。

永見委員長

( 「はい」という声あり )

執行部からはないようだが、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では執行部はここで退席されて構わない。暫時休憩とする。再開は16時15分とする。

[ 16時 00分 休憩 ]

[ 16時 10分 再開 ]

永見委員長

委員会を再開する。議案8件の採決に移るが、採決前に自由討議を行う案件があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので採決に入らせていただく。

### ○議案第 4号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

### ○議案第 5号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

### ○議案第11号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

### ○議案第12号 指定管理者の指定について(浜田市浜田郷土資料館)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第14号 工事請負契約の変更について（浜田市高速情報通信基盤整備工事）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第16号 広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○議案第17号 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

**○同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について**

本案は原案のとおり同意すべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

以上で総務文教委員会に付託された議案審査を終了する。委員長報告については正副委員長に一任ということによろしいか。

( 「はい」という声あり )

では3月17日の表決までに作成し、タブレットに入れておくのでご確認いただきたい。

**15 重要案件の意見交換会の案件の提出について（委員間で協議）**

永見委員長

先般の委員会で委員から案件があればお願いしていたが、特にご意見はなかった。事前の三つの案件を提出することによろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにさせていただく。

**16 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について**

**【Vol. 64 2月号】**

永見委員長

これについては3月2日付で議会広報広聴委員長から対応協議について通知をいただいている。議会だよりの読者アンケートに寄せられた意見について、各担当委員会にて議会としての対応を協議し、その協議結果の報告を5月1日号の議会だよりに掲載するものである。議会広報広聴委員会への報告の締め切りが3月24日の正午となっている。総務文教委員会の担当分は4件である。この報告については正副委員長で作成し、23日に

お示ししたいが、この4項目についてどうしても意見を持っておられる方はお聞かせいただければそれも反映して報告書をつくりたいが、いかがか。ご意見があれば伺う。

( 「なし」という声あり )

では3月23日にお示しして、総務文教委員会に提示し、そこで皆にご確認いただき決定したい。

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では最後になるが、陳情の各自の表決結果は。議会広報広聴委員会から委員会広聴機能強化に向けてのお願い文書が来ている。これについては皆の手元のタブレットに配信されていると思うのでご確認いただければと思う。このお願い文書について何か質問があればお願いします。

三浦副委員長

議会広報広聴委員会の委員長をしているので、私から説明させていただく。今議会全体で広聴機能を強化していこうということで議会広報広聴委員会でも取り組んでいるが、そこだけではなく全体で広聴機能を高めていくために、各常任委員会の皆にも委員会活動の中で関連の団体等との意見交換の機会を積極的に設けていただきたい。あるいは、所管政策において市民との対話の機会づくりを意識して意見要望の収集に努めていただきたいという2点について、要望書をまとめて先般、3常任委員長にお渡しした。皆のご理解がないとなかなか議会全体で広聴機能が高まっていかないので、ぜひ皆一人一人がこうした意識を強く持ってください、委員会活動に臨んでいただきたい。よろしくお願いします。

芦谷委員

このことは非常に大事である。議会広報広聴委員会でももちろんよいのだが、広報についてはそれとして、広聴機能は議会、場合によっては市長までも加えてやるべき案件である。したがって議会広報広聴委員会からさらに上に上げて、議会運営委員会くらいで議論していただき、場合によっては前にやった地域協議会との意見交換会などは議会がやってもよいし、本当は市長部局と協働でやるなど、もう少し市政に対する広聴機能強化という観点でいくと、常任委員会でももちろんするのはするが、もう少し視点を上に上げてグレードを上げたほうがよいように感じた。

佐々木委員

大きなテーマ、グレードを上げた主張だと思うが、私はグレードの低い、例えば今日も出たスキー事故の件、あるいは長沢のサブセンター、地域の方は本当にどういうことを望んでおられるのかなど、身近な議案や問題に対すること、できることとできないことは当然あるとは思いますが、そういった素早い動きなども含めた、委員会としての広聴活動、皆の意見を入れながら、気軽にやっていければと考えている。

永見委員長  
芦谷委員

ほかにあるか。

今私が言ったことで誤解があったかもしれない。言いたかったのは、議会で即やることは大事なのだが、同じことについては当然、市長部局にも関係するので、できればそこで情報共有するという意味で、必要なものについてはほかの執行部も加わる形のほうがよい案件がありはしないかということである。議会が自分たちで広報したとしても、しょせん限界があるので、できればそういったことも実現しようとするれば執行部側も入るような事案もあってよいかと思って申し上げた。

永見委員長

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

では最後になるが陳情の各自の採決結果はタブレットに本日中に必ず入力していただきたい。議案の賛否については最終日でよい。賛否及び反対意見はそのまま陳情者への通知とホームページに掲載されるので、簡素、丁寧に記載していただくようお願いする。

次回の総務文教委員会は3月23日水曜日、午前10時から開催する。取組課題の「ダイバーシティの推進について」を議題とし、推進に関係する各種計画について執行部に説明いただくことになっているので、よろしくようお願いする。

以上で総務文教委員会を終了する。

[ 16 時 24 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 永見 利久 ⑩